

総務文教委員会記録

○開催日時

令和4年9月9日 午前10時～午後2時10分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 中 島 由美子
副委員長 屋 久 弘 文
委員 川 添 公 貴
委員 新 原 春 二
委員 森 永 靖 子

委員 徳 永 武 次
委員 坂 口 健 太
委員 山 元 剛
委員 山 中 真由美

○その他の議員

議員 井 上 勝 博
議員 成 川 幸太郎

議員 犬 井 美 香

○説明のための出席者

未来政策部長 古 川 英 利
未来政策部次長 鬼 塚 雅 之
未来政策部次長 古 川 誠
秘書広報課長 川 床 和 代
企画政策課長 下 門 隆 嗣
コミュニティ課長 田 中 英 人

行政管理部長 田 代 健 一
総務課長 橋 口 堅
財政課長 祁答院 欣 尚
契約検査室長 園 田 克 朗
財産マネジメント課長 下 蘭 伸 一
行政経営課長 福 元 昭 宏
スマートデジタル戦略室長 福 山 勝 広

会計課長 西 元 哲 郎

教育部長 上大迫 修
教育総務課長 大 濱 浩 一
学校教育課長 玉 利 勝 美
社会教育課長 堀 切 良 一
少年自然の家所長 児 玉 学
中央図書館長 尾 寄 菊 一

選挙管理委員会事務局長 坂 元 久 徳

監査事務局長 茶 圓 勝 久
公平委員会事務局長

議会事務局長 道 場 益 男
議事調査課長 川 畑 央

○事務局職員

事務局長 道 場 益 男
議事調査課長 川 畑 央

課長代理 前 門 宏 之
主幹兼議事グループ員 上 川 雄 之

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
(所管事務調査)	秘 書 広 報 課
議案第 8 0 号 令和 4 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	企 画 政 策 課
	コ ミ ュ ニ テ ィ 課
	教 育 総 務 課
	学 校 教 育 課
	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館)
	中 央 図 書 館 少 年 自 然 の 家
議案第 7 1 号 薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 課
議案第 8 0 号 令和 4 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第 8 0 号 令和 4 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 政 課
	契 約 検 査 室
	財産マネジメント課
	行 政 経 営 課
	スマートデジタル戦略室
	選挙管理委員会事務局
(所管事務調査)	会 計 課
議案第 8 0 号 令和 4 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	公 平 委 員 会 事 務 局
	監 査 事 務 局
	議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（中島由美子）ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、お手元の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△秘書広報課の審査

○委員長（中島由美子）では、まず、秘書広報課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑はないと認めます。

以上で、秘書広報課の審査を終わります。

△企画政策課の審査

○委員長（中島由美子）次は、企画政策課の審査に入ります。

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、議案第80号令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣）歳出でございます。予算に関する説明書25ページになります。

一番下の2款1項6目企画費は、SDGsに関連する旅費、サーキュラーパーク九州構想の推進に向けた内閣府など、関係省庁との事務協議、関係機関との協議のための旅費を増額したものでござ

います。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣）未来政策部の委員会資料の3ページをお開きください。

薩摩川内市SDGs未来都市計画（案）につきまして報告いたします。

（1）主な経過でございますが、本年2月に、議員全員協議会において、SDGs・カーボンニュートラル政策基本方針を報告、同月、国（内閣府）にSDGs未来都市等提案書を提出、5月20日に、国のSDGs未来都市に選定されたものです。

（2）SDGs未来都市計画の策定についてですが、SDGs未来都市に選定された自治体は、アにありますとおり、2月に提出した提案書の内容をベースに、令和6年度までの3年間の計画を策定することとなっております。

また、ウ、計画の構成につきましては、未来都市提案書と同様の構成を取ることとなっており、KPI重要業績評価指標につきましても、第2次総合計画後期計画から引用して計画策定するものであります。

4ページ、（3）計画（案）の概要でございますが、基本方針にある6つのまちづくりの柱にした経済面、社会面、環境面の3側面からの取組は、理念を含めて総合計画の方向性と重なるものであり、総合計画を推進することでSDGsにつながる、未来都市計画は総合計画に基づき策定することとしております。

特に注力する先導的取組として、川内港背後地を起点としたサーキュラー都市の実現、資源循環の社会システムの構築などとしております。

それでは、5ページの事業スキームにより、計

面に登載してございます取組について説明いたします。

初めに、3側面のうち、経済（つくる）ですが、循環経済産業都市への挑戦、カーボンニュートラルへの貢献、地域経済の活性化と雇用の確保等を方向性としながら、川内港久見崎みらいゾーン開発事業や川内港背後地利活用事業などにより、循環経済産業都市を目指していくものであります。

SDGsの目標ゴールは、9番の産業と技術革新の基盤をつくろうなどでございます。

次に、社会面（はぐくむ）ですが、誰もが安心して暮らせるまち、若者・女性、子育て世代に選ばれるまち、持続可能な地域づくりを方向性として、国土強靱化、社会インフラ整備、子育て支援や福祉推進、女性活躍推進などの事業に取り組みながら、SDGsの理念である誰一人取り残さない社会を目指してまいります。

なお、SDGsの目標ゴールは、3番のすべての人に健康と福祉をや、5番のジェンダー平等を実現しようなどでございます。

3側面の最後、環境面（まもる）でございますが、再エネ活用、リサイクル・リユースの推進、持続可能な自然環境の保全などを方向性とし、地球にやさしい環境整備事業、リユース品の回収実証事業、プラスチック類の資源循環事業などに取り組みながら、脱炭素社会、カーボンニュートラルを目指してまいります。

SDGsの目標ゴールは、12番のつくる責任、つかう責任、13番、気候変動に具体的対策をなどでございます。

これら経済、社会、環境の3側面による取組については、既に市の事業として、所管課によりそれぞれ進められているものもあり、企画政策課では各課のSDGs、カーボンニュートラル事業を把握しながら、SDGsチャレンジを合言葉に、市民、企業、行政が一体となり、SDGsの普及啓発や広報プロモーション事業を進めていくこととし、今後、令和6年度まで取り組んでいく計画としております。

次に、資料はございませんが、鹿児島県離島振興計画の策定について口頭で報告させていただきます。申し訳ございません。

鹿児島県離島振興計画の現計画は、平成25年度から令和4年度の計画期間であり、新たな計画

策定を予定しています。

先般、鹿児島県から甑島部分の原案作成の依頼がありましたことから、検討に着手し、関連しまして、市民との意見交換を行いたいと考えております。県の計画素案は、12月議会におきまして説明したいと考えております。

なお、現段階では、改正離島振興法の成立は未定でございますが、県計画の決定、国への提出の予定は令和5年4月と聞いております。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二） SDGsの、この、今、計画をされた、この件については、非常によく洗練をされて、計画されているというふうに思うんですけども、これが、じゃあ、各関係課所に伝達をされて、それが関係課所でいろんな具体案をつかって市民にお願いをする部分と、市がやる部分といろいろ出てくると思うんですけど、問題はその市民が具体的に動く場合に、それぞれ所管課が出す部分もあるんですけども、今回、第4次ですかね、地域振興計画を立てる状況のもので、そこにどう波及をしていくのかというのがあるんですけど、具体的に市民がどうSDGsに関係する動きをするのかというのが一番問われている問題だと思うんですけど、そこら辺の伝達の在り方、各所管課から市民にフィードバックする、そこら辺の計画といいますか、プロセスといいますか、そういうものはどういうふうになっていくのか、お知らせをしてください。考えを教えてください。

○未来政策部長（古川英利） 大きく三つ動きがあります。

一つは、第3次の総合計画のたたき台づくりを各部局が中心になってやっていきます。SDGsの取組を各部局でどのように展開するかというようなことを、今年度からそういう作業に入っていきますので、例えば、リユース品の回収とか、プラスチック類の資源実証とか、あとフードロスの関係とか、それぞれ各分野あると思いますので、そこを考えていただく、庁内で各部局が考えるアプローチが一つあります。その中で、市民にどう関わっていくかというのがあります。

二つ目が、第5期の地区振興計画、地区コミュニティ協議会の今から第4期を振り返りながら策

定しますが、市の職員が策定支援員ということで、地域に入って行って、一緒に計画づくりに入っていくんですが、やはり地区コミュニティでもSDGsの考え方を、もう既にほとんど実践されているんですけど、それを体系づけるようなアドバイスができるように、この地区支援員への研修というの、今、予定しています。

ですので、二つ目のアプローチは地区コミュニティと一緒にやっていくということなんですが、三つ目が、資料の5ページにありますSDGsチャレンジ事業ということで、各分野もうばらばらで動いてるのをどうにかしてこう統一感を持って、市民理解をしていきたいというところがありまして、普及啓発事業ということで、ピックアップしながらの部分と全体的なイメージづくり、気運づくりというのをもとめてやっていきたいというのが3番目の柱になります。その3側面からまた展開したいと考えております。

○委員（新原春二） ぜひ、それが実現化、具現化するのが一番大事だと思いますので、各所管課で協議をされたり、また、コミュ協に支援員を含めて、本当にSDGsということの意識づけをお願いをしたいなと思います。

というのが、今、一つ、例を言えば、通学路の関係、草が繁茂してどうしようもないと、これを役所はどげんかしてくれという話なんですけども、それも一つだけども、役所も一つだけども、やっぱり自助・共助・公助という順番があるので、まず自分たちのPTAで、そこを伐採はできないのかというのをまず考えてもらって、その次にやっぱり共助、地区コミで全体的に捉えられないかということやら、それがどうしてもできない場合は、公助で役所をお願いせいかんという一つの、この自助・共助・公助の一つの骨をきちんと持った中で、そういう計画、第5次の地区コミの計画があるわけですから、そこら辺の支援員の方々に、そこら辺の意識づけをぜひしていただいて、それが市民にきちんと伝わるような体制をぜひつくっていただきたい、これは要望です。

○委員（徳永武次） 非常にSDGsに関しては、いろいろ事業がされているんですが、長年の課題であるこの閉校跡地利活用事業、ここは非常に力を入れなきゃならん部分だと恐らく思っていると思うんですが、何か、今現在では、民間譲

渡とかいろんな形で何か所か進んでいるんですけど、これをやっぱり事業化するということは、今後、祁答院とか、いろんなところもまだ数多く増える可能性がありますよね。何か骨格になるような策を考えていらっしゃるんですか。

○未来政策部長（古川英利） 閉校跡地については、財産マネジメント課のほうで総括してやっていますが、ちょっと関連で申しますと、閉校跡地の利活用を地区コミュニティとしてどう捉え直すか、まだ使われてない閉校跡地も結構ありますので、それも第5次の地区振興計画の策定プロセスの中で、ちょっと議題にさせていただいて、支援員が、ほかの活用された閉校跡地の事例などが説明できて、地区としてどうされたいかという可能性の引き出し方は、我々のほうからこう積極的に仕掛けていきたいと考えております。誘致活動につきましては、ちょっと財産マネジメント課のほうによろしいかと思います。

○行政管理部長（田代健一） 閉校跡地の制度につきましては、当初制度設計をいたしましたときに、5年後、最初の目標年度ということで設定をいたしました。

その中で、まず、各地域での利用ができないかということを各地区コミュニティ、閉校跡地の地元で御検討いただいた上で、地元での利用をしないということをまず決めていただいた中で、その次の段階として、民間での利活用を図るということで、制度が始まってから5年実施をしてまいりました。今年度で5年を迎えますので、今年度中に、その一区切りがついた後の、その次の利活用について検討するということで、今、関係課で協議をしているところでございます。

その中の一つに、今の主幹部長のほうからありました、地域で、今度は建物を利用しない場合あるいは老朽化した建物を除いた場合での利用というのを含めて、再度検討いただくということで、そういった利用も含めた内容のほうを、今、協議しているところでございます。

○委員（徳永武次） そのような形でないと進んでいかないと思うんですが、とにかくやっぱり学校が閉校になるということは人口減、それから世代が高齢化している、こういう問題がくっついているわけですよね。そうしますと、どうしてもやっぱり策が生まれません、そうすると行政の指導、

一緒になって考える、そういうことをやっぱり大いに力を入れていかないと、なかなか進まないと思うんです。だから、支援員を入れられるという話をされていましたが、やはりそこをしっかりと形としてつくっていったら、ぜひ、これも要望なんですけど、早いうちに地域が魅力あるものにつくっていただけるようにお願いしたいと思います。

○委員（坂口健太）SDG s の登録・認証表彰制度の進捗等について、少々お伺いしたいんですけれども、国のほうでも、2020年に地方創生SDG s 登録・認証等制度ガイドラインを内閣府で出しております。

この中で、各自治体で、それぞれ登録・認証制度、差があると思うんですけれども、現在、今年5月末日現在で、54自治体が登録・認証制度を導入していると、この登録・認証制度、それぞれ自治体によって千差万別ありまして、国のガイドラインの中には、宣言、登録、認証、三つのモデル類型が示されております。今後、本市が行う登録・認証等制度をどのような類型に属する形で進めていこうと思われているのか、答弁をお願いします。

○企画政策課長（下門隆嗣）登録・認証制度につきましては、坂口委員おっしゃられたとおり、いろいろなパターンがございますが、薩摩川内市、今現在検討中といいますか、研究しているところでございまして、登録をまずしていただく方法と、登録のみにする方法、認証をする方法、プラチナみたいに、ちょっと表彰までする方法、その三段階の登録制度で検討を進めているところでございます。

○委員（坂口健太）国の類型でいけば、認証まで、表彰まで行うというところで、一番取組を進めていけるころだと思っております。したがって、今回、薩摩川内市がSDG s 未来都市として選定されたこともございますので、ぜひ自治体の取組状況をより一歩進めていくために、本認証制度についても、最も進んだ形で行われるように要望しておきたいと思っております。ありがとうございます。

○委員（川添公貴）2点ほど、特に注力する先導的取組ということで、川内港背後地を起点としてとあるわけなんですけど、中身についてはお聞きしませんけれども、隣地で、今、公園になっている

ところがあるわけですね。それが全然使われてない、一般質問等でもあったわけなんですけど、まずそれが1点、1点というか、それと、砂防林である松が松枯れ状態にあるということであるわけです。

計画として32ヘクタールが、その広さがいいのかどうかというのはちょっと分からないんですけど、未来都市として目指していくのであれば、そこ辺まで一体とした第2案というか、追加案を検討していくべきではないかと思うんですね。県有地ですから、譲渡していただいて、そこを含めたバックヤードの整備、道路の整備、それから若者なんかが集う広場とかという、大きな絵を、そのサーキュラー都市だけじゃなくて、大きな都市としての絵を描いて、もうちょっと描いていくべきではないかなとは思っています。その考え方についても回答を、1点。

2点目です。離島振興法の改正が切れるということで、12月議会で、内容については出されるということでしたが、この策定段階において、過去の分の、塗り直し、書き直しだけではちょっとまずいかなって思っています。というのは、もう4,000人、甌島全体で4,000人を切った状態である——ですよね、昨日も何かどっかの放送局でやってたんで、3,800人だったんですけど、4,000人を切る状況の中で、じゃあ、これから増えていくのかということですよ。なかなか厳しい面があるんで、その計画書の中で、交流人口の増を目指した策をどのように盛り込んでいくとか、それからもう高齢化していく中で、その方々が不便を感じない、例えば、循環バスの増を図るとか、無料のですね、そういう目線を変えた形の計画を練っていくべきだろうとは思っています。その辺をどう考えていらっしゃるのか、塗り直しなのか、もう新たにこの人口を見据えた形で、新たな計画を練っていくのかということ、この2点だけお聞かせ願います。

○未来政策部長（古川英利）私のほうからは1点目をお答えしたいと思います。

川内港のこの背後地活用を、火力跡の32ヘクタールでなくて、隣接する港湾の公園とか、松とか、そういったものも含めて、どう見直していくかといいますか、どう生かしていくかということの御意見だと思います。

現状を言いますと、まず、アクセス道路をどこ

につけるか、新しい川内宮之城道路に向けた道路を川内港とどこでタッチするかというのを、鹿児島県と、市役所内では建設部と、今もう、協議を始めているところです。

それと、そのアクセス道路の位置によっては、火力跡の土地利用も関係がありますので、そういったものを九州電力側も含めて検討する必要があるということと、保安林解除の話も、どうせ、当然、道路を通す場合、それからその沿道利用を考えた場合に、この保安林をどう捉えるかということで、農林水産部も交えて、今、協議が始まっております。いずれにしても、鹿児島県さんとお話をちょっと、協議をしていかないといけないので、今、議員から御提案、御意見のあった部分は十分踏まえた上で、検討は進めたいと考えております。

○企画政策課長（下門隆嗣） 2点目の御質問でございます。

離島振興計画、大変重要な甑島地域計画は大事だと考えております。御意見でありましたとおり、交流人口の増、産業経済の維持・発展に寄与すべく、その意見を聞くために、地元の意見、説明会、意見交換会を開きながら、そこを集約してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員（川添公貴） さっきの説明で、地元の意見集約を図るためにというような話をされましたよね。それを踏まえて、先導的に、さっき言ったように、交流人口を増やすにはどうしたらいいのかとか、具体的な事例を持ってして臨んでいただいて、そこにしっかりとした、国から来るお金ですから、そこをしっかりと取るためには、そういう人口はこれから増えるのか増えないのかということも当然頭に入れておかなきゃいけない。当然、減っていくと思いますよ、高齢化率50%超えますからね。

だから、それらを踏まえた上で、住民の方々に提案をし、意見を聞いて、じゃあ、交流人口を多く持っていきたいとか、漁業振興で、例えば、水産高校の分校を誘致するとか、大きな話ですけど、そういう具体的な新しい案を持って行って、増やすという形を持っていくように誘導して、計画を練ってもらったほうがいいんじゃないですかということです。

このまま、現状を見たまんまで、はい、つくり

ましようっていったら、いい案は出てこないと思いますけど。そういう意味で質問したんですけど。

○未来政策部長（古川英利） すみません、水産高校の件が、計画に載る載らないは別として、ただ、地元との議論としては、人口が確実に減って、このままでは経済が縮小する中で、島民の方々がどうお考えかというのを十分引き出しながら、あともう一つは、ほかの島の活発な動きとかも、地元の方も御存じであるので、それを我々がどう拾って、鹿児島県の計画でありますので、そこをどう訴えていくかというのは、今、議員御提案のあったようなことも含めて、十分議論していきたいと考えております。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、企画政策課の審査を終わります。

△コミュニティ課の審査

○委員長（中島由美子） では、コミュニティ課の審査に入ります。

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○コミュニティ課長（田中英人） 第5回補正予算に関する説明書の25ページをお開きください。

2款1項6目企画費、事項、男女共同参画制作費で、補正額は、消耗品費10万円の増額でございます。これは、女性活躍推進事業に対する寄附を頂いたものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算に関する説明書の17ページをお開きください。

16款2項1目国庫支出金総務課補助金の本課補正額は90万円の減額でございます。地域女性活躍推進交付金の国からの決定額が減額されたものでございます。

なお、この交付金の減額分につきましては、地方創生臨時交付金を充てることとし、今回、財源

の組替えをするものでございます。

続きまして、19款1項1目寄附金でございます。

寄附金の本課分の補正額は10万円の増額でございます。これは、先ほど歳出で御説明いたしましたが、女性に寄り添った支援に対する寄附を頂いたものでございます。寄附団体は、国際ソロプチミストであります。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○コミュニティ課長（田中英人） では、委員会資料の6ページをお開きください。

まず一つ目、自治会長アンケート実施結果についてでございます。

自治会運営の現状把握や課題集約及び解決策につなげるために、本年5月末に実施したものでございます。556の自治会のうち、471自治会から回答がございました。アンケート結果の内容は、8ページからになります。

主なアンケートの内容でございますが、自治会内の課題としては、高齢化、役員の担い手不足、会員数の減少の三つの課題がございます。また、自治会の再編を進める際の課題は、自治会員の理解、合併範囲、財産の取扱いが挙げられております。コミュニティ協議会の連携については、約9割の自治会が連携をしているとなっております。

今後、アンケート結果を踏まえ、自治会長や地区コミュニティ協議会長会議等で共有しながら、課題解決に生かせるよう努めてまいります。

続きまして、2、第5期地区振興計画策定に対する支援員の配置についてであります。

すみません、ここで訂正をお願いいたします。「第五期」の「ご」が、漢数字になっておりましたので、算用数字の「5」に訂正、お願いいたします。

ます。申し訳ございませんでした。

令和6年度を始期とする第5期地区振興計画の策定に向け、48地区コミュニティ協議会に支援員を配置するものでございます。

先ほど企画政策課のところでも触れられましたが、けれども、現在、コミュニティトークで、地区コミュニティ協議会においては、第4期の地区振興計画の振り返りをさせていただいております。

これまで、次期地区振興計画の策定につきましては、計画の1年前から進めておりましたが、第4期の振り返りを踏まえ、第5期に反映させることから、配置期間を本年10月から配置し、令和6年3月まで支援してまいります。各地区の課題等の洗い出しや、重点支援策等の決定に向けた支援を進めてまいります。

なお、今後のスケジュール等につきましては、お目通しください。

続きまして、3、自治会組織制度等見直しについてでございます。

市長の一般質問での答弁でもございましたが、地区コミュニティ協議会や自治会制度について、交付金、ゴールド集落制度、各種申請手続や自治会未加入者対策及び地区コミュニティ協議会と自治会の連携強化等の検証・見直しについて、時間をかけて入念に行い、令和6年度第5期地区振興計画策定に合わせて、制定の準備を行うものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。

4、ボランティアセンターサテライト窓口の開設についてでございます。

薩摩川内市社会福祉協議会ボランティアセンターの市民の更なる利便性向上を図るため、SSプラザ川内内の市民活動センターに、ボランティアセンター窓口を10月1日から設置いたします。

ボランティア保険の加入手続や有償ボランティアの受付マッチング等を行います。取扱いとしては、事前予約制とし、社会福祉協議会ボランティアセンターがサテライト窓口で対応するものでございます。詳しくはお目通しください。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文） 二、三点、お尋ねをしたいと思います。

1点目は、先ほど自治会長アンケート実施結果が報告されましたが、回収率84.7%、これ、多分、小さな自治会なんかが出していないような気もするんだけれども、100%を目指さないのかということ、もう締め切ったのかということと、あと、もうついでにずうっと言っていますが、先ほどのアンケートをちょっと家でしっかり見てみたんですけど、一つ目の質問で、自治会の世帯数、20世帯以下が27%回答されていますが、ざっと計算すれば、127自治会ぐらいになるんだと思います。10ページにある自治会再編について、早急に検討を進めたいとか、二、三年をめど途に検討したいとか、合わせて13%、計算すれば61ぐらいになると思うんですが、差引き66の自治会が、今のところ再編は考えていないということになるんだと思います。意外と再編について意識が薄いのかな、こういう自治会を待っても、本当に消滅してしまうよなという思いがあります。いつも言ってるんですが、やはり市が主導して、自治会再編も検討すべきではないかと思しますので、再考をお願いしたいなということです。

それから、これはちょっと言いづらいことなんですが、大切なことかなと思ったもんですから、あえて言わせてもらいますが、実は、昨日、ある地区コミュの主事と話をする機会がありまして、その主事が言われるには、コミュニティ課の職員の対応に少し不満を持っているというような状況でありました。

簡単に言うと、地区コミュの希望は様々、大きいところから小さいところまであるんですが、規模の大きなところだけ、大きなコミだけではなくて、規模の小さなコミにも少し光を当ててもらえないだろうかという言い方でした。

具体的には、私の頃もそうでしたけれども、今もそうやっていらっしゃるんだとは思いますが、全ての地区コミュを満遍なく回ってもらうということも大事だと思います。

今はそれに加えて、今はコロナ禍で大したことはされていないんだと思いますが、それぞれの地区の話題等についても、ある程度は平等に取り上げてもらえないだろうかというような要望でありました。ここは、コミ主事の思いを皆さんに伝えるだけのことで、持ち帰って検討をいただければ

いいと思うので回答は要りませんが、以上3点。お願いします。

○コミュニティ課長（田中英人） アンケートの集約は84.7%で、再度督促をしないかということでございましたけれども、今回のアンケートにつきましては、無記名のアンケートで、催促等ができない状況でございます。

考えられるのは、回答する時間がなかったのか、面倒であったのか、失念ということと、あと自治会長歴が浅く、アンケートに対する理解がいただけなかったのかなと推測するものでございます。

2点目の再編について考えて、市が指導していただきたいということでございますが、今現在、市のほうでも呼びかけ等をしながら、再編について積極的に関わって協議をしているところでございます。

現在、市比野地区がそのような問題提起をされておりますので、実は昨日も、その協議のところにも私も行かせていただきまして、自治会の再編について自治会員の方々が理解を示しながら、合併する、合併しないという協議をしていただくことが一番重要であるということで、アンケートの中でもあるんですけれども、自治会の再編に関わる大きな課題としては、自治会員の理解というのが一番大きかったです。やはり役員さんだけで、この合併等を進めるというのは非常に難しいものがありますので、昨日の中でも、各自治会の会員さんのほうに満遍なく伝えていただいて、意見を集約していただいて、報告をしていただきたいという形で、地区コミの会長様のほうも言われておりましたので、まさに皆さんが同じ思いで動くというのが一番理想だと考えておりますので、本課といたしましても積極的に出向いていきまして、協議のほうは進めさせていただきたいと考えております。

三つ目、回答は要らないということでありましたけれども、コミュニティ課の職員は、今年、私も4月に来ましてから、各職員に地区担当を割りつけて、満遍なく行くようにはしているところでございます。さらに職員のほうにも言いまして、満遍なく行くように努めさせていただきます。

○委員（屋久弘文） ありがとうございます。アンケートは無記名だったらチェックのしようがないので、やむを得ないと思います。

自治会合併については、今、言われるとおり、地元主導で動くのが本当は一番いいんだと思います。問題意識を持って動かれるのがいいんだと思います。今までも進めてきましたけれども、やはりそういう話があったときには、しっかりとコミュニティ課が相談に乗ったり、支援に動いたり、そういったことを進めていけば、合併しようと思っている自治会の方も大変助かるんだと思います。

それに加えて、さっき言いました、本当、20世帯以下ぐらいしかない中で、いまだにその合併のことも検討もされてない、考えてもおられない、そういった自治会もあるのも事実なので、何らかの形でコミを中心にそういった対応も今後は図っていかないと、何回も言いますが、もう20世帯というのは、もう何年もせんうちに消滅をしてしまう、市としては、消滅することが一番いけないことかなと思っているので、そこら辺りはやっぱり念頭に置いて、引き続きやっていただきたいなと思っています。

○委員（森永靖子） ボランティアセンターがSSプラザに開設されたということで、非常によかったかなと思っています。以前、ボランティアセンター在り方委員会というのが福祉協議会であって、もう何年も前ですが、ずっとこのことで話し合いがされたと思うんですが、やっぱり出向いてこられて手続をされるという、この保険の手続が非常に、今、高齢者になられて何回も何回も手続に行かなきゃならないというのを聞いたときに、よかったかなと思いました。ありがとうございます。

○委員（坂口健太） 副委員長とも関連したんですけれども、自治会長アンケートの実施結果についてなんですが、この集計結果を、各自治会長や地区コミ協議会の会長等の会議等で共有するところなんですが、今、私たちに配付していただいた8ページ以降のこの集計結果を配付するというところで、グラフを配付するってことでよろしいでしょうか。

○コミュニティ課長（田中英人） そのような形で、ホームページ等にも掲載する予定で考えております。

○未来政策部長（古川英利） この資料は、今度は、地区コミュニティ協議会の会長さん方との意見交換にも使っていきます。ただ、そうしたと

きに、小さい自治会の傾向と大きい自治会の傾向の分析、いわゆるクロス集計的なものも実はしておりまして、今その分析を、最終をやっているところでございます。そこまで含めて出せるようであれば、地区コミュニティ協議会の会長さん方だけではなくて、ホームページでも公開するような形で、今、考えているところです。

○委員（坂口健太） ただいま部長に答弁いただいたようなことを要望しようと思ってまして、今、アンケートの調査集計結果、拝見してて、それぞれの自治会の規模によって、全然状況が違おうんですよ。

例えば、20世帯以下の自治会が27%、21世帯から50世帯で構成される自治会40%あるんですけども、それらの自治会が、当然、自治会を構成する理想的な世帯数は50世帯以下って回答するでしょうし、各類型に応じて、自治会長手当だったり、自治会長の年齢であったり、差があると思っています。したがって、それぞれの自治会長さんたちが、これからの自治会の運営に活用するためにも、各世帯数とか、類型に応じた形のデータを、精緻なデータを集計されるように要望しておきたいと思います。

○委員（新原春二） 2点ほど、お尋ねをいたします。

まず1点は、地区振興計画に対する支援員の配置の件です。

非常に、各地区とももう3回つくられて、熟練をされて、地区コミの運動が展開をされて、非常にすばらしい地区コミの運動になっているんじゃないかというふうに私は理解をしています。

今回、支援員が要るのかなというような感じもしてました。もう3回つくられて、実際、実行されて、さらに支援が要るのかなという危惧もしたわけですけども、今回、配置をされる、しかも各地区に1名ずつ配置をされるということでありますから、それはそれとして、支援をしていただくんですから、ありがたいことだということで、地区コミも受入れがきちんとなされていくんだろうと思いますが、例えば、もう地区コミでもう要らないよと、うちはもう自前でやっていくよという地区コミがあるのかなのか、もう、そこら辺のデータは取られたことがありますか。

○コミュニティ課長（田中英人） データは取

ってはいないんですけれども、地区振興計画の形をするときに、そういうお声は聞いてはおりますが、やはり市として支援できる部分、特に、先ほど、企画のところでも新原議員がおっしゃったんですけど、共助の部分であつたりとかいう部分が、やはり主体は地区コミュニティ協議会でしていただくんですけど、やはりそこが共助の部分でできること等も支援で要するというもので、できるだけ参加していただくような形で、協議会のほうにもお願いはしていきたいと考えています。

○委員（新原春二） そういうことでぜひ支援をしていただきたいと思います。あと支援ですので、指導はしていただかなくて、一応支援のほうでちゃんと支援員の研修のときに、そこはきちんとしていただきたい。やっぱり地区コミが主体にならないと運動が展開していきませんので、市から与えられたんじゃなくて、やっぱり地区は、地区コミをこうつくった計画というのを主体にしていきます。そこはぜひ支援員の方々にお伝えいただきたいと思います。

それともう一つ、その支援員の選択に当たって、選抜に当たって、各地区コミの中の市の職員、その地区に所在する市の職員を配置をされているのか、そこは全く関係なくて配置をされますよということでしょうか、いかがでしょうか。

○コミュニティ課長（田中英人） 基本的には、参事級の職員を配置しておりますが、中身的には、地元出身者であつたり、地元居住者が地域の実情を把握しているだろうということで、地区によっては、参事補級の職員も配置しながら考えております。いずれにしても、地区コミュニティ協議会と十分協議をしていきながら、振興計画策定に進めてまいりたいと考えております。

○委員（新原春二） ぜひそうしていただければ、ありがたいと思いますし、すばらしい、また、今まで3回つくった以上に、自助の一つの計画というのをぜひ支援をしていただけたらありがたいなと、もうそろそろ三四、十二、10年以上経過をしているわけですので、それぞれもう自前で運動を展開されているところが大方だと思いますので、ぜひそこを十分引き出していただいて、すばらしい計画をつくっていただきたいというふうに、要望です。

もう一つは、3点目の自治組織制度の見直しに

ついて。これは3月の第4次計画までに間に合わせるんだという話を先ほどしていただきましたが、極めて時間がないんじゃないかなと思います。非常に重大な、大きな課題が山積をしておりますので、ここを地区振興計画までにつくられて、どのような形でプロセスでつくっていかれて、第4次の計画まで結びつけられていかれるのか、そこら辺はどうでしょうか。

○コミュニティ課（田中英人） これにつきましては、協議会の中での少子高齢化の影響であつたりとか、イベントの、なかなか人もいないということや、自治会の部分もございます。自治組織の再編の促進や交付金の簡略化も踏まえながら、見直しを図ってまいりたいと思いますので、令和6年3月までで制度を、1年半ですが、じっくりその中で協議を進めて、今もう着手を図っているところでございます。

当然、議会のほうにもお知らせをしながら、進捗状況も報告をしながら進めてまいりたいと思っております。

今まで、今回出したんですけれども、もう既に着手を始めておりますので、再来年の3月までには制度化をきちっとしたいと思っているところであります。

○未来政策部長（古川英利） 関連で説明させていただきますが、スケジュール的な話であります。

今、見直しの作業にもう入っております、ただ、どうしても多面的なこういった部分が出てきますので、その骨子については、今年度中には議会の御意見も頂きながら、地区あるいは自治会の御意見を聞けるようにしたいと思います。

最終的には、来年度中の半ばぐらいまでに新しい制度、交付金の見直しも含めて、それからゴールド集落も含めてでありますけれども、そこら辺をこう御議論いただくようなスケジュールで、今、作業は急いでいるところでございます。

○委員（川添公貴） この件については何も言わないつもりでおったんですけど、このデータを公表されるということで、ホームページ上でも公表されるということ、地区コミュニティ協議会連合会の中で出される部分はいいと思うんですが、懸念されるのが、年間自治会長手当、これを公表していいかということ、それから年間自治会費、う

ちなんか二十何戸しかない、うちは23戸しかないんです、戸数が。で、金額はちょっと言いませんですけど、このブルーの薄いほうに入るんですけど、片や同じところで300世帯ぐらいあるところもある。そこを同列に出して、「あそこの自治会は安かんさおって、ないごて、おいげは高つかとけ」という問題が出るんじゃないかというのが1点、先ほど言った手当については、所得税法も加味しなきゃならない部分が出てくるんで、この2か所については、その連合会については話してもいいだろうけど、その、果たして全部公表していいかどうかということだと思うんですね。そこら辺は十分配慮されたほうがいいと思うんですが、お考えをお聞かせください。

○未来政策部長（古川英利） 会費等、ちょっと誤解を招くような部分についての出し方は慎重にしたいと考えております。

それから、ただ一方で、自治会長手当、地区コミの会長手当が論点になって、自治会の脱会であるとか、地区コミからの脱会であるとか、それから自治会の未加入に波及する場合もありますので、そこら辺のちょっと御意見も参考にしながら、出し方は工夫していきたいと思います。

地区コミの大きさ、自治会の大きさが会長手当が決まってないところも結構ありまして、逆に出してくれとか、そのほうがこうあげやすいとか、いろいろなこう御意見がありますので、いろんな意見がある分、配慮しろということでもありますので、慎重にやっていきたいと考えております。

○委員（川添公貴） 自治会会費とかという問題以前に、自治会にもう入らないと、例えば、いう人、それから地区コミュニティ協議会に入らない自治会というのはあるのはちゃんと知ってます、分かった上での質問なんで、果たしていいのかどうか、今、慎重にすることなんで、自治会長、連合会等には、この周知はしてもいいでしょうけど、ホームページ上で全てを公開するというのはいかがなもんかなということです。

この先言うと、公式の会議の場なんで控えたいと思うんですけど、そこ辺も十分配慮してやらないと、先ほど言いましたように、所得税法とか、こういうのも関連してきますので、慎重にやっていただきたいと思っていますところなんです。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、コミュニティ課の審査を終わります。

△教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（中島由美子） 次は、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一） 予算書の51ページを御覧ください。

10款1項2目事務局費の増額は、4月の人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。

52ページをお開きください。

10款2項1目小学校管理費及び次の53ページの3項1目中学校管理費の減額も4月の人事異動に伴う人件費調整によるものであります。

54ページをお開きください。

10款4項1目幼稚園管理費の増額は、4月の人事異動に伴う人件費調整のほか、補助事業を活用し、幼稚園での新型コロナウイルス感染症対策に要する保健衛生用品等の購入費を、消耗品費、備品購入費により計上するものであります。補助率は100%であります。

57ページをお開きください。

6項3目給食センター費の減額は、人事異動に伴う人件費調整であります。

次に、歳入について御説明しますので、

18ページをお開きください。

17款2項8目1節教育総務費補助金の増額は、説明欄に記載の教育支援体制整備事業費補助金で、歳出補正で説明しました、幼稚園での感染症対策に活用するものとして、内示見込みにより計上するものであります。

次に、債務負担行為補正について御説明しますので、11ページをお開きください。

追加するものとして、亀山小学校、永利小学校の仮設校舎借上事業を計上しております。両校は、児童数増加に伴う教室数不足への対応としまして、

平成31年度より仮設校舎を活用しておりますが、本年度で借上期間が終了することから、今後の児童数の推移見込みや現在の校舎の状態を見極め、検討の上、再度の借上げを行うものであります。

○学校教育課長（玉利勝美） 令和4年度第5回補正予算に関する説明書の51ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費につきましては、右側の説明欄になりますが、教育指導費において、市立幼稚園適正規模等検討委員会の開催回数を2回から4回に増やす経費とアンケート調査の郵送料を増額し、教育育成費は、甌アイランドウォッチング事業の参加者が見込みより増えたことにより、補助金を増額するものでございます。

10款1項5目学校保健費におきましては、学校保健体育運営管理費は、地域運動部活動推進事業の県との委託が4月から6月に変更になったことと委託金が増額されたことに伴い、経費の調整を行ったものでございます。

52ページをお開きください。

10款2項2目小学校教育振興費及び次ページの53ページになりますが、3項2目中学校教育振興費は、実績見込みにより、スクールバス運行業務委託料を減額するものでございます。

続いて、歳入について御説明いたしますので、19ページをお開きください。

17款3項7目1節教育総務費委託金は、先ほど説明しました、地域運動部活動推進事業に係る県の委託金決定により増額するものでございます。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴） ちょっと債務負担行為についてお伺いしたいと思います。

平成31年から、亀山、永利小学校が債務負担行為で仮設校舎でやるということであります。この執行はそういうことだということで、これが令和8年までってなっているんですけど、令和8年度までずっと仮設校舎で子どもたちを辛抱させるのかということ、前も建て替えたらかどうか、新しい校舎を造ったらどうかという質問をしているんですけども、令和8年度に新校舎が建つのでしょうか。

○教育総務課長（大濱浩一） 両校の仮設校舎

につきましては、この仮設校舎の活用時期において、児童数が増加の見込みがあり、教室数不足が今後生ずるかもしれないということから活用していたわけですが、その後、児童数が平成31年度の頃をピークに、その後、減少に転じていること、そして特別支援教室の対応が、また一つの懸案事項であったのですが、特別支援教室のほうも、現在、両校とも増減が安定していること、そして令和3年度からの、40人から段階的に35人学級に変更になる部分を見定めておりましたが、その結果、今後の新たな——申し訳ないですが、新たな再度のリースの期間において、仮設校舎の活用の解消に向けた調査、既存校舎での、仮設校舎からもう既存校舎へ移行する調整を行う考えであります。

○委員（川添公貴） 言いたいことはる分かったんですけど、まず、新築の校舎は建てないということが1点、そんで仮設校舎は使わないと、令和8年まで、以降、令和9年からということで間違いないですね。

というのは、やはり教育環境というのは、きちんとしたところで、亀山小学校に行ったとき、仮設に上がって見たところ、ギシギシいいながら入っていくわけですよ。ちょっとかわいそうなんで、やはりやるべきことはやって35人学級を目指していく、それからいろんな、多様な児童生徒が増えてきた中で、しっかりとしたクラスは——部屋ですね、クラスというのは、部屋は確保した学校運営をしていくべきだろうと思いますんで、この債務負担行為は理解したんですけど、やはりこれを見据えた先のことを、しっかりともう1回検討し直して、環境が整った状態で教育を受けさせたいということで進めていただければありがたいと思っています。事由は十分理解したんですよ。

○委員（徳永武次） すみません、平成31年まで、そのシミュレーション、私もびっくりしたんですけど、どういうあれで結論を出されたんですか。

○教育総務課長（大濱浩一） 例えば、亀山小を例に説明させていただきますと、この仮設校舎を検討していました時期、平成30年度から平成31年度の児童数が560人、550人、その後も540人という形で推移しておりましたが、令和4年度において503人。また、現在の状況か

ら今後の児童数の推移を見ますと、両校とも微減あるいはそれ以上に減少していくという推移が見込まれております。

そのことから、そしてまた、それに伴う教室数も今後の4年間の間に、既存の校舎の活用によってリース校舎の解消が可能というふうに見込まれたことから、このような対応を取らせて、提案させていただいた結果です。

○委員（徳永武次）私が今ちょっと確認したのは、減少という、増加しないと、そこの根拠が何かということを僕は聞きたかったんですよ。

○教育総務課長（大濱浩一）現在のこのそれぞれの学校の通学区域の住民、児童数、年齢ごとの、現時点での年齢ごとの児童数から推測、推定した次第であります。

○委員（徳永武次）方針変更はいつでもできるわけですよね、実際言うて。ただ、地元の今、住宅環境、いろんなものを含めて、まだその傾向にはちょっと早いかなって、僕自身は思っているんですよ。

まだまだ開拓するってうわさもありますし、だから債務負担行為のこの件はもう別に問題ないんですが、将来的な部分で考えれば、今、シミュレーションしている考え方と若干違うところは出てくる地域性というのが生まれるんじゃないかなろうかと思っているんです。

だから、要望ですけど、できるだけ早く推測して、やっぱり財源を確保せんないかんわけですからね、新校舎を造るとか、増築するとかというときに。だから、そこら辺の判断を間違わないように、ぜひ重点課題にしてください。いいでしょうか、よろしく願いいたします。

○教育総務課長（大濱浩一）委員のほうから御意見を受けましたことを念頭に、また、早めに将来の推測を行いながら、対応を取るように努めてまいります。

○委員（徳永武次）よろしく願いします。

○委員（新原春二）先ほど県の委託金の関係で、地域運動部活動推進事業委託金4万円ですかね、この趣旨はどんなものなのでしょうか。

○学校教育課長（玉利勝美）この、今いただきました、地域運動部活動推進事業につきましての概要ということでよろしいでしょうか。

この地域運動部活動の推進事業につきましては、

国のほうが、令和5年度から段階的に休日の運動部活動を地域へ移行していこうといった趣旨で、今、国のほうで方針が定められておりまして、本市におきましては、その地域移行に向けて、調査研究に臨むことにしておりまして、その結果、国のほうからモデル地域ということで、研究指定を受けての取組ということで、事業費を頂いて計上しているところでございます。

○委員（新原春二）ありがとうございます。さきの本会議の中で、この議論をさせていただいたんですけども、これ、2025年度までに地域部活動への移行をしたいという教育長のほうの話があったんですけど、その一環として、それに向けてどのような検討がされているのか、ちょっとお示しください。

○学校教育課長（玉利勝美）令和3年度からこの研究に取り組んでおりまして、実際に、入来中学校、それから樋脇中学校に指導員を派遣する形で、指導員の実際に取り組んでみたときの現状把握でありましたり、それから生徒、保護者等々の意見等も、今、頂いているところです。

加えまして、一番の課題となっております保護者の負担、費用負担について、どうあるべきかということにつきましても、アンケート等実施をいたしまして、保護者負担として適当な金額については幾らぐらいかというようなところも、今、研究の中では把握しているところでございます。

ただ一方では、この件につきまして、まだスポーツ庁から提言がなされている状況でありまして、運動部活動につきましては、実際は、文部科学省の所管の動きになっております。そういったところから、今後、令和5年度以降にどのような形で、具体的に言いますと、費用負担あるいは予算化、そういったところも、国や、また、県の動向を見据えて、我々もまた体制を整えたいというふうに思っております。

現在、今、学校教育課を中心にこの取組を研究しておりますけれども、地域に移行されるということで、地域のスポーツ活動という点におきましては、薩摩川内市内にありますスポーツクラブあるいはスポーツ協会、こういったところとも一緒になって、今、会議で協議を進めているところでございます。

○委員（新原春二）協議が進んでいるようで、

大変ありがたいことですが、それぞれ25年度までに一応スタートするんですよという、大卒のスタート時期は分かっているんですけど、当市は入来、祁答院の先行事例があるわけですね。それに基づいて、各中学校の準備ができたところ、その講師に対する謝礼金だとか、そういうものが整ったときに、例えば、川内南中はこの部活は整ったよということで、入来、祁答院、入来……

〔発言する者あり〕

○委員（新原春二）桶脇ですか、それにならって随時それを承認をしていくのか、それとももう2025年度までに全部まとめて、一括して一緒にやりますよというのか、そこら辺の関係はどうなんです。

○学校教育課長（玉利勝美）学校を個別に考えていくことになりますと、例えば、先ほど申し上げた、経費負担の観点から申し上げますと、部員の少ない部活動から得られる、徴収できる金額と部員の多いところの徴収額というような形で、なかなか学校個別という部分では難しい部分があります。指導者に対する謝金、報酬等の支払いについてもですね。そういったことを踏まえまして、市全体でこれは推進していきたいというふうに考えておりまして、今のところ、令和5年度から国のほうでも段階的に進めていくといった考え方、そして2025年度までには、令和7年度までにはスタートさせたいという考え方ですので、それに沿った形で、本市も今、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（新原春二）そもそもの発端は、先生方の自由時間を増やしていきたいということで、趣旨だったと思うんですけども、ぜひそこをやっぱり十分酌んでいただいて、できればもう先行的に、例えば、部活、バスケットならバスケットがコーチを派遣して、自分たちで見つけてきて、謝礼についてはこれだけ払いますということで整ったときに、それを市教育委員会に申告があったときに、「それはいつと、待っちゃん」と「2025年度からずっと待っちゃん」と言うのか、整ったのであれば、それぞれまずスタートをして、まず2025年には見直しをしようということにするのか、そこら辺は柔軟な対応は必要だと思うんですけども、そこら辺の個別のそのことについても、2025年度以降するので待ってください

というのか、そこをもう1回答弁お願いします。

○学校教育課長（玉利勝美）今、御指摘いただいたように、学校個別に現在も外部指導者の協力を得たりしながら進めている部活動もございます。

ただ、今回のこの部活動の地域移行については、市全体として私どもも捉えていきたいというふうに思っておりまして、例えば、そういった外部指導者を人材を確保するために人材バンクを設立したり、あるいは現在、外部指導者として活動していただいている方々にも登録をしていただいたりしながら、順次、準備ができたところからは進めてまいりたいというふうには考えております。

ただ、先ほど申し上げたように、取り組むべき課題の一つの中に、指導者への報酬であったり、あるいはそれに対する国や県、市の補助が今後どういうふうになっていくのかということも、改めて私どもも注視しながら、令和5年度からは進めていくという国の方針でございますので、準備ができている、体制が整った段階から導入をしてまいりたいというふうには考えております。

○委員（新原春二）了解です。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○学校教育課長（玉利勝美）それでは、学校教育課の所管事務につきまして説明いたしますので、総務文教委員会資料2ページをお開きください。

祁答院地域小学校再編に関する説明会開催の概要につきまして説明いたします。

この説明会は、令和4年7月1日、祁答院地域令和コミュニティトークでの小学校の再編につきまして御意見が出されたことを受けまして、祁答院地域の小学校再編に関する教育委員会としての考え方について、保護者、地域住民等を対象に説明会を開催したものでございます。

令和4年8月22日月曜日に開催をし、祁答院地域の小・中学校の保護者、地域の方々、また学校関係者、校長をはじめとする方々を対象としまして、当日は約90人の御参加をいただいたところでございます。

そこでは、教育委員会から資料3ページにありますような内容について説明するとともに、再編の方針案としましては、黒木小、上手小、蘭牟田小は、令和6年4月を目標に、大裏小へ統合を推進する、また、祁答院中は当面現行どおりとするとの提案をいたしたところでございます。

それに対しまして、参加しておられた方々からは、「統合する学校がなぜ大裏小なのか」、「また、「小規模校のメリットを生かす方法はできないのか」、「祁答院中学校に東郷学園と同じような義務教育学校はできないのか」、「4校を1校に統合する方針であるが、4校の意見がそろわなかったときはどうなるのか」などの御意見や御質問を頂きました。

今後は、この説明会を受けまして、各小学校単位からの意見、要望書の提出をお願いするとともに、再編協議会を設置し、議論を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料5ページをお開きください。

令和4年度全国学力・学習状況調査結果の概要につきまして御報告いたします。

この調査は、今年度4月19日に、小学校6年生では、国語、算数、理科の3教科と児童質問紙、中学3年生では、国語、数学、理科の3教科と生徒質問紙により実施をされました。

その結果につきまして、資料中段に、今年度の結果を表で、平成29年度からの経年比較をグラフでお示ししておりますが、グラフのほうを見ていただきますと、小学校では、平成30年度以降、全国と比較しますと、学力が向上している状況がうかがえ、今回も国語、算数、理科ともに、全国の平均を上回る結果となっております。

中学校におきましても、令和元年以降、全体的には徐々に全国との差が縮まる傾向にあり、学力向上の成果が出つつあると捉えておりますが、今回は数学において、全国との差が大きく開く結果となりました。

小・中・義務教育学校ともに学力向上につながっている要因としましては、児童生徒の学びの場

である学級づくりが充実することによって学習の環境が整い、学習成果につながるといった学級経営を基盤とした学力向上の意識が浸透しつつあることや、演習問題への取組が効果的に行われたと捉えております。

また、小学校では、課題となっている教科につきまして、授業改善に向けた職員研修や共通実践が図られていること、また、中学校においては、生徒が最後まで粘り強く問題に取り組む意欲の高まりにより、無答率が改善されたことなどが結果につながったと捉えております。

一方、特に中学校の数学については、正答率では、全国に比べ6.4ポイント下回ったわけですが、問題数にしますと、全国より1問届かなかったということになります。この1問の壁ということ、本県でもよく言われることですが、今回の本市の結果から、課題解決すべき事項の改善策が明らかになった部分もありますので、今後その改善を図るべく、学校には指導してまいりたいと考えております。

最後に、質問紙調査結果についてですが、この調査は、学習意欲や学習方法、学習環境や生活の諸側面に関する質問など、75項目にわたり回答が求められております。

その中で、本市の児童生徒の特徴としまして、小・中・義務教育学校ともに、学校に行くのは楽しいと答えた児童生徒が全国平均を大きく上回っている現状、また、友達と協力するのは楽しいと答えた児童生徒が、小・中学校、義務教育学校ともに全国平均を上回っている状況でございます。

一方では、自分にはよいところがあると答えた児童生徒が全国平均より低く、自己肯定感の低さがうかがえる状況にもあることが分かりました。これらにつきましては、今年度から教育委員会で取り組んでおります、魅力ある学校づくりプロジェクトをさらに充実させていくことによって、改善につなげてまいりたいと考えております。

○教育部長（上大迫 修） 所管事項の中で、2点ほど報告、説明をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○委員長（中島由美子） はい。

○教育部長（上大迫 修） 1点目でありますが、幼稚園の閉園についての考えであります。

令和2年4月以降、開設しております市立幼稚

園の中で3園、入来、祁答院、八幡につきましては、令和2年4月から園児の募集等はしておったんですが、入園者のほうが少なかったことから、3年ほど休園の状態でありました。6月におきまして、それぞれの地域に対し、園を閉じるということについて意見等をお伺いし、地元のほうから園児が少ないということ等も含めて、閉園についてやむなしとの合意等をいただきましたので、今後、条例改正等の手続のほうを取っていきたいというふうに考えているところでございます。これが1点目であります。

2点目につきましては、先ほど予算の中でありました、市立幼稚園の適正規模等の方針につきまして予算を頂いておりますが、7月15日に、外部の委員からなります検討委員会を立ち上げまして、議論をスタートしたところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、年度末までに最終的な当局としての方針の決定という形になっていきますが、おおむね外部委員会のほうから報告がありました後には、パブリックコメント等を実施しながら対応してまいりますので、本年度中に、今後、令和5年4月以降の市立幼稚園についての運営等についての考え方のほうを整理させていただき予定としておりますので、状況だけを本日は説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（山中真由美） 先日の一般質問でも質問させていただいたんですが、校内の樹木に関してです。

先日の台風で、甌島のほうで倒木があったというのを聞いたんですが、その詳細について教えてください。

○教育総務課長（大濱浩一） 先日の台風11号での甌の学校のほうでの倒木の件であります。里中学校のグラウンドの――端っこって言ってよろしいでしょうか、のほうで、端のほうの樹木が1本強風で倒れておりました。被害的なものは、その校庭の、校舎の敷地境のフェンスが、約、写真で見た感じでは、2メートルから3メートル幅程度のフェンスが、その樹木が倒れたこと

によって、フェンスが倒れたという状況でありました。

○委員（山中真由美） フェンスが倒れるというほどの大きさの樹木が倒れていたということだったんですけど、一般質問の中でも、県からの指導の下で調査をした際に、特に異常はなかったという御答弁いただいたんですが、台風なんか来て、こうやって倒木等あれば、聞いた話によると、木の中が空洞になっていたと、腐っていたというのをちょっと聞いたんですけど、やっぱり教職員の先生方で見られて、表面上見ても、中がそうやって、樹木が腐っていると、なかなか分からないことだと思います。

今回みたいにまた倒木があつて、フェンスを倒すぐらいの、もし生徒に当たったら、もし先生方に当たってけがでもされたらと、前回みたいな曾於市の事故につながるおそれがあるかなと思います。

また、こうやって、専門家じゃなければ分からないところもあると思うので、その辺に関しては、やっぱり経費がかかってくるものだと思うんですけど、その辺も考慮して、今後、予算要求するなり、ちょっと検討されたいと思います。

○教育総務課長（大濱浩一） 議員からの御意見も踏まえまして、改めて学校の先生方による点検だけではなくて、我々市の職員または場合によりましては、また必要な予算も確保に努めつつ、また樹木の安全管理に努めてまいります。

○委員（屋久弘文） 祁答院地域の学校再編関係でちょっとお尋ねをします。

確認です。2ページの4番目の今後の対応で、意見要望の提出いただいて、再編協議会を設置しながら進める流れになってるみたいですが、1点目は、その意見要望書が出された後の取扱いというのはどうなるのかなと、3にある主な意見を読んでも、何か足並みもそろってないような気もするなと思いながら、4校の意見がそろわなかったら中止をするのか、それとも、先ほど述べられた、2の（4）にある方針案どおり進めていけるのか、そういう辺りを確認したいと思います。

おまけに、次の4ページにも再編協議会の設置後、協議をされる内容があるんですけど、何かここも再編ありきで動かれるのかなというのも気になっているので、その意見とか要望とかに応じた

動きをされるのかも再編ありきなのかが一点、それから以前もこんな話があったんですが、そのときやっぱりここの主な意見の（３）にあるように、東郷学園のような義務教育学校の新設をうちの地域にもしてもらいたいなと、そういった動きだったかと思うんですが、今回の方針にあるように、今回は単なる統合なのかと、新設、そういった義務教育学校みたいなもの新設はないのか、そこだけ確認をさせてください。

○教育部長（上大迫 修） 意見要望の取扱いになりますが、市教育委員会としての考え方を示させていただきましたので、それに対して要望書を各地区コミ、小学校単位等で上げていただく形を考えております。

意見がそろわなかったときどうするのか、方針、統合ありきで進むのかということですが、説明会の中でもありましたとおり、地域が抱えている子どもの学習環境ということからしますと、それぞれ同じ方向に向かって合意形成ができたかなという形の思いも、お伝えさせていただいております。

仮にもし意見が割れたりとかした場合には、時間をかけて協議を重ねていくという形で理解を得られるように進めていきたいと思っております。言い方を間違えましてあれですが、方針ありきでしているものではございませんで、あくまでも地域の教育の現状等説明申し上げ、地域から声が上がったことを踏まえ、こうあるべきではないだろうかとしておりますので、意見がそろわなかった場合に押し切って進めていくという考え方は持っていないところでございます。

東郷学園のようなもの、義務教育学校的なものということにつきましても、説明会の中で意見が出ましたが、東郷学園の場合も、一旦、一つの小学校に集約をした中で、カリキュラムの中学校との連携とかいろんな課題等も出てくるということから、現下の状況を考えますと、とりあえず一つのところに集まってスタートするとか、そういった再編のほう望ましいんじゃないかなというふうに考えておりましたので、その旨説明してございます。

こういった説明した中でありましても、地域の意見を取りまとめるに当たりまして、義務教育学校のようなものを早期に整備という形の御意見等

が出てくるとするならば、それは真摯に受け止めて、検討・調整をしていく形になるというふうに考えております。

○委員（屋久弘文） 今、るる回答いただきましたが、だったら、場合によっては令和６年の４月より先送りされることもあるということではないでしょうか、統合は。

○教育部長（上大迫 修） 教育委員会のほうで提案しました中身からしますと、令和６年４月にはできるものではないかなとしておりますが、その再編の形、またスケジュール等についても、意見等お伺いした中で進めていくとしておりますので、そういった、期限がありきといった形のことではないというふうに御理解いただければというふうに……。

○学校教育課長（玉利勝美） すみません、少し数的なところで補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、本日の資料には掲載しておりませんでしたけれども、当日配付しました資料にはお示ししたんですけれども、令和５年度、子どもたちの在籍数の推移を見ますと、令和５年度に黒木小学校が、今年度もそうでしたけれども、新入生がいないという現状になりまして、令和５年度は黒木小学校が３・４年生の複式と５・６年生の複式のための二学級になる予定でございます。

併せて、上手小学校もこれまで５・６年生と３・４年生は複式でございましたけれども、１年生と２年生は単式で合計４クラスで来ておりましたけれども、上手小学校も令和５年度においては、低学年、１年生・２年生も複式となり、３学級となる予定になっております。

併せて、令和６年度には、さらに藺牟田小学校も低学年が１・２年生が単独であったものが、令和６年度には複式になるということで、学級数が１減の３学級になっていくということで、黒木小、上手小、藺牟田小の、そういった６年度までの在籍状況もお示ししながら、御検討いただくとしたところでございます。

○委員（屋久弘文） 丁寧に報告をいただいて、ありがとうございます。やはり一番地域の思いが大事なんだと思います。

主な意見２番目に、だよなあと思いながら読んでたんですが、小規模校のメリットを生かす方法

はできないのか、出水辺りが取り組んでいらっしゃるんですけど、やはりこういう視点もあっていいのかなと、その、今言われた、単式が複式に変わって、教室数も減る、児童が減れば、学びや高め合いにも結びつかないとか、そういう理屈もよく分かるんですけど、こういった小規模学校のよさというの、ある意味、地域によっては残してもいいのかなという思いがあるので、どういうふうに地域が意見・要望を出されるか分かりませんが、その地域の意見・要望に沿った形で進めていただければと思います。

終わります。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課の審査を終わります。

△社会教育課の審査

○委員長（中島由美子）では、社会教育課の審査に入ります。

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（堀切良一）まず、歳出のほうから説明いたします。

予算に関する説明書、55ページをお開きください。

10款5項1目社会教育総務費は、備考欄にあります、事項、社会教育管理費、同じく青少年対策費につきまして、4月の人事異動によります職員と会計年度任用職員の人件費の調整になります。

2目文化振興費、備考欄の事項、文化財保護事業費の減額は、文化財保存活用地域計画策定作業に係ります国庫補助金の交付決定額が減額されたことによります、それぞれの経費の減額調整となります。

なお、この補正に関しまして、文化財保存活用地域計画の作成の概要を説明いたしますので、総務文教委員会資料の6ページをお開きいただき

たいと思います。

作成作業ということで出しておりますが、1番の趣旨につきましては、昨年6月の総務文教委員会で御説明いたしましたので、今回は、2番のほうから説明いたします。

まず、（1）作業スケジュールにつきましては、令和4年度から、今年度から令和6年度までの3か年で作成しまして、令和7年の夏に国に認定申請をし、年度内に国の認定が得られるように作業を進めたいというふうに考えております。

（2）主な作業内容でございますが、アの計画作成協議会、有識者等15名で組織しまして、作業内容や計画に搭載する内容についての審議をいただきたいというふうに考えております。

イの文化財調査、ウのワークショップにつきましては、地域が守り・継承している文化財を指定・未指定を問わず、また、有形・無形を問わず掘り起こしをしてリスト化すること、そして、それぞれの文化財を物語としてつなぐことができないか、そういったことを地域ごとにワークショップを開催しまして、御意見いただきながら検討したいというふうに考えております。

エの関連文化財群候補調査につきましては、現在、日本遺産に入来麓、里麓、手打麓の3麓が認定されておりますが、市内には、そのほかにも14件、合わせて17の武家集落があったというふうに文献に記されております。その17の武家集落について調査を予定しております。

なお、イとウとエにつきましては、全中学校区単位を基本に、中学校区単位を基本に全地域で行う計画としておりまして、本年度につきましては、川内中央中校区を予定しているところでございます。

また、作業については、随時、文化庁の指導を仰ぎながら進めたいというふうに考えております。

3の事業費と財源でございますが、今回の減額補正後の本年度の事業費は119万3,000円、財源としましては、国庫補助金110万1,000円を予定しているところでございます。

最後の下の方でございますが、参考に、全国と県内の作成状況を掲載しております。県内では、まだ作成まで進んでおりませんが、3市が作業に取り組んでいるところでございまして、本市が4番目になります。

以上が、文化財保存活用計画作成作業の概要になります。

再び、予算に関する説明書にお戻りいただき、55ページを御覧ください。

3目公民館費でございますが、備考欄の事項、中央公民館費については、4月の人事異動によります人件費調整になります。

以上が歳出になります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、17ページにお戻りください。

下の欄になります、16款2項8目教育費補助金は、備考欄にあります、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の減額になりますが、国の交付決定によるものでございまして、歳出で説明しました文化財保存・活用計画策定事業に充当するものであります。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○社会教育課長（堀切良一） 総務文教委員会資料の7ページをお開きください。

まず、1点目でございますが、令和5年二十歳のつどいについてを説明いたします。

6月の総務文教委員会では、対象者と式典の名称について説明させていただきました。

今回は、実行委員が出そろい、本格的に準備を始める段階になりましたので、改めて説明させていただきます。

1の二十歳のつどいの開催期日でございますが、令和5年1月8日日曜日としております。時間につきましては、従来の10時開式、1部制を基本に検討しておりますが、新型コロナの状況も勘案しながら、2部制も並行して検討してまいりたいと思います。

場所につきましては、SSプラザせんだい、

2階多目的ホールで、昨年と同様というふうに考えております。

2の今後の計画でございますが、まず、（1）の運営につきましては、二十歳になる対象者で実行委員会を組織しまして、協議して進めていきたいというふうに考えております。

実行委員11名につきましては、資料記載の市内の六つの事業所から推薦いただいております。

（2）の実行委員会でございますが、来週末、9月16日を第1回にしまして、全6回ほど開催しまして、式典の内容などを協議していただくこと、そして本番の際には、受付なども含めまして、運営スタッフとしても携わっていただく予定としているところでございます。

3の開催案内・周知になりますが、対象者への案内、議員の皆様をはじめとする来賓の皆様への案内は12月上旬に文書でお知らせしたいというふうに考えております。また、市民の皆様へは、12月10日号の市の広報紙、そして同じ時期になりますが、市ホームページや市公式LINEでお知らせしたいというふうに考えております。

参考までに、対象者となる平成30年3月の中学校卒業生数でございますが、883人、本年8月1日現在でありますけど、住民基本台帳では760人というふうになっております。

続いて、7ページの後段になります、2点目でございますが、青少年フレッシュ体験事業について説明いたします。

有島三兄弟に関連する文学館を縁に、平成17年から相互交流を行っているもので、令和元年にニセコ町の派遣団を受け入れて以降、新型コロナの影響で、この2年は行き来はできませんでしたが、今回、本市の子どもたちを北海道ニセコ町に派遣し、交流や体験を行うように計画しております。

1の期日でございますが、本年12月24日から27日までの3泊4日、2の派遣する団員につきましては、小学5年生から中学生に相当する学年で24名を予定しており、現在、9月26日までの期限で団員募集をしております。定員を超過する場合は、作文等による選考で決めたいというふうに考えております。

3のスケジュールでございますが、11月に団員を決定しまして、事前研修として、団員として

の心構えはもちろんですが、交流先のニセコ町の
ことや有島三兄弟を学ぶ機会を設けまして、本番
に備えたいというふうに考えております。

最後のその他になりますが、当然のことであり
ますけど、ニセコ町との連絡を密にしながら、新
型コロナ等感染症のまん延などの状況を慎重に判
断し、場合によっては交流の内容を縮小したり、
あるいはやむなく中止したりすることも検討しな
ければならないというふうに考えているところで
ございます。

資料に基づく説明は以上の2件になりますが、
もう一件、口頭で説明させていただきたいと思
います。

6月の総務文教委員会で、入来麓の土地建物の
貸付募集について説明させていただきました。そ
の状況について報告いたします。

貸付料は有償あるいは無償でも可能とし、来訪
者へのおもてなし、地域活性化という観点で用
途・事業の提案を求めるという内容で、7月1日
に募集開始しまして、8月31日で締め切しまし
た。問合せは1件は頂きましたが、結果として応
募がありませんでした。

今後につきましては、こういった点が応募に至
らなかったのかを分析し、貸付条件を一部見直し
て再募集をしたいというふうに考えているところ
でございます。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明
がありましたが、これを含めて所管事務全般につ
いて質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めま
す。

以上で、社会教育課の審査を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（中島由美子） では次は、中央図書
館の審査に入ります。

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一 般会計補正予算

○委員長（中島由美子） まず、審査を一時中
止しておりました議案第80号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（尾寄菊一） 予算に関する説

明書の55ページをお開きください。

10款5項4目図書館費、職員手当等の減額で、
これは4月の人事異動に伴う職員給与費の調整に
よるものでございます。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明
がありましたが、これより質疑に入ります。御質
疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めま
す。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査
を行います。

当局に説明を求めます。

○中央図書館長（尾寄菊一） 教育委員会の総
務文教委員会資料の8ページになります。

薩摩川内市電子図書館を運用開始して3か月が
経過いたしました。資料に基づき、電子図書館の
利用状況等について御報告させていただきます。

まず、利用状況ですが、図書館利用者カードを
お持ちの方で、電子図書館のサイトにログインさ
れた利用者ログイン回数は、6月は1,535件
です。7月は6月との比較でログイン回数が
33%減の1,028件、8月は6月との比較で
45.7%減の833件となっております。

電子書籍を閲覧した件数、これは読むボタンを
押し、本を開いた件数で、6月は1,764件で
ございます。7月は6月との比較で閲覧件数が
29.4%減の1,246件、8月は6月との比較
で48.4%減の911件となっております。

貸出しのあった回数は、6月は1,219件で
ございます。7月は6月との比較で貸出し回数が
3.4%減の1,177件、8月は6月との比較で
38.1%減の755件となっております。

電子書籍の状況については、運用開始時
1,250点で、毎月1日に電子書籍を追加して
おります。7月は67点、8月は80点、9月は
33点、計1,430点となっております。

一般図書は7割強、児童図書は2割弱、音声動
画は1割弱となっております。

電子書籍の新刊リストが毎月発行されますので、
今後も予算の範囲内で毎月50点程度追加してま

いりたいと考えております。

利用の状況のいずれの項目においても減少しておりますが、主な要因としまして、電子図書館の利用がまだまだ市民へ浸透していないように感じております。これまでも利用方法等を記載したチラシを窓口配布したり、図書館ホームページで案内するとともに、新書入荷のお知らせをしたり、また図書館での講座イベント時に電子図書館の紹介をしたりしております。御利用いただいている方からは、読みたいときにいつでも読めるので便利であるとの感想も頂いておりますが、まだまだ浸透していない状況でございます。

引き続き、市民への電子図書館利用の促進、そしてリピーターを増やすためにも電子書籍の充実を図りながら、また年代別の貸出統計によりますと、実利用者数は304人で、40代が24.3%、50代が19.4%、30代が16.4%、60代が16.1%で、10歳未満、10代、20代の利用は1.3%から4.6%と、若者の利用が少ないようですので、特に児童生徒など若者向けの電子書籍の導入及び電子図書館サービスの浸透に向けての周知を更に図りながら、少しでも多くの市民に御利用いただけるよう利用促進に努めてまいりたいと思います。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）今、資料になかった年代別まで説明を丁寧に頂いたんですが、やっぱりこの利用状況を見ると、全ての項目で減少しているの、利用者情報は持っておられると思うので、先ほどあった年代別、あと性別とか、ジャンル等とか、そういったのをそれぞれ詳細に把握・分析するとともに、当然、ニーズもよく調査をして、そういったことをしながら、やっぱりPRして、市民にもPRして利用拡大につなげていってほしいというふうに思います。要望です。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、中央図書館の審査を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（中島由美子）次は、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（児玉 学）第5回補正予算書の56ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費6目少年自然の家費における補正予算額は、少年自然の家管理費を増額するものでございます。

内容につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の増及び当自然の家2階テラスの増築部分の法適合に係る確認申請の委託料並びに備品購入費となっております。

歳入についてはございません。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家の審査を終わります。

それでは、ここで休憩いたします。再開は、おむね13時といたします。

~~~~~  
午前11時58分休憩  
~~~~~  
午後 0時58分開議
~~~~~

△総務課の審査

○委員長（中島由美子）次は、総務課の審査に入ります。

△議案第71号 薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第71号 薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（橋口 堅）議案は、議案つづりその1、71—1ページとなりますが、議会資料で説明をいたしますので、行政管理部の議会資料2ページをお願いいたします。

1の概要ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の取得回数制限の緩和に関する事項及び育児休業に係る勤務環境の整備、その他所要の規定の整備を図ろうとするものです。

育児休業の取得制限の緩和に係る法律の改正内容ですが、（1）育児休業につきましては、現行1回しか取得できませんでしたが、原則2回まで取得可能となりました。

（2）父親の場合、子の出生後8週間以内に育児休業が現行1回しか取得できませんでしたが、2回まで取得可能となりました。したがって、父親の場合は、産後8週間までの2回と、8週間後の2回の4回取得可能となります。

なお、母親の場合は、産後8週間は、有休の特別休暇となります。

取得イメージとしては、図のとおりでございます。

2の主な条例の改正内容でございます。

（1）育児休業の取得回数制限の緩和等に関しましては、これまで再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情としまして、あらかじめ育児休業計画書に、再度、育児休業の取得を申し出た場合としておりましたが、今回、この再度取得に係る規定を削除しております。

（2）育児参加のための5日以内の特別休暇の対象期間を、現行産後8週間を経過する日までとしておりましたが、子が1歳に達するまでに拡大をしました。これにつきましては、勤務時間、休暇等に関する規則を改正する予定でございます。

（3）育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために、アの妊娠または出産等について申出があった場合における育児休業制度の告知や意向確認のための面談に関すること、それから、イの研修の実施や相談体制に関わることが義務化をされましたので。規定を追加しております。

3の施行期日等につきましては、令和4年10月1日からとなります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）これは大事なことで、非常に、改正をするというのはありがたいことなんですけども、女性の場合の育休は大体取れているのかなと思いますけど、男性の場合の育休はなかなか取れてないというのが世間的な常識になっていますよね。

今の現状の中で、女子職員と男子職員の産休の実績ですね、産休の実績を教えてください。

○総務課長（橋口 堅）女性職員ですけれども、その対象となった方はほぼ100%、産前産後なり、育児休業を取っております。それから、男性職員ですけれども、昨年度、甕島の職員が一人2か月間取得をしました。それから、今年、本庁の職員が5か月間、今まさに取得中の職員が一人いらっしゃいます。

○委員（新原春二）2の制度の関係に関わるものもありますので、一概に言えないんですけども、男性の育児休業になったときに、収入減が発生をするというのがあって、非常に取りにくいというのをよく聞くんですけども、今現在、国の制度、薩摩川内市で産休を男性が取った場合に、女性も一緒ですけど、産休を取った場合に休業補償あるいはまたそれに相当する報酬の何%というのがあると思うんですけども、そこら辺はどうか。

○総務課長（橋口 堅）基本的に、母親の場合の産前産後休暇は特別休暇ですので100%出ます。それから、育児休業につきましては、原則無給でございますけれども、民間は雇用保険のほうから、公務員は雇用保険に入っておりませんので、市町村共済組合のほうから180日までは月額給料の3分の2、180日を超えると2分の1の手当が出ます。ただ、原則、1歳までです。

どうしても、その、保育——これは民間と同じで

す。どうしても預けるところがないとか、特別な理由があれば、2歳まで延長はできるんですけれども、なかなかこの1歳から2歳はかなり厳しい、ハードルが高くてなかなか手当が認められないということで聞いております。

○委員（新原春二）全額というのはかなり厳しいかもしれないけど、今のところ180日まで3分の2、補償を、市の会計じゃなくて、別途共済組合のほうから補填をするという制度になっていますね。

そうした場合に、かなりやっぱり厳しいなというふうに思うんですけども、これに対する市の補助、今、見た場合に少ないわけですよ、数が。数が少ないので、それをたくさんの方が確保してもらうために、市からのそうした、財政からの補填というのは、補填というか、人件費に回せないものか、そこら辺はどうでしょうか。

○総務課長（橋口 堅）今、先ほど説明していただいたとおり、民間のほうと全く同じです。で、公務員だけその補填をしてというわけには、ちょっと厳しいのではないかなというふうに思います。

○委員（新原春二）それともう一つは、業務の関係で、業務の関係でどうしても仕事が残っていき、残っていったって、どうしてもほかの人ができないので自分がせざるを得ないという状況が発生していると思うんですよ。だから、取りにくさもそこにちょっとあるんじゃないかと思うんですけど、そこ辺の育休を取る場合にその仕事に関して、きちんとほかの職員にしてもらうとか、その制度ですよ、そのものを制度化をしないと、休むはいいけど、仕事はどんどんたまっていくという部分があるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺の解決の方法というのは考えていらっしゃいますか。

○総務課長（橋口 堅）育児休業を取った場合の職員代替の対応の方法ですけども、毎年4月に定期の人事異動を行います。人事異動に合うようであれば、総務課に配置をして、各課には定数職員を、ほかの職員を配置をします。ただ、年度途中で、育児休業を取って、人事異動がちょっと間に合わない、できない場合には、総務課のほうで会計年度任用職員の予算を措置しておりますので、会計年度任用職員の職員を配置する

という方法を取っております。

○委員（新原春二）やっぱり育児休暇を取ってもらって、家庭の中で子育てをきちんとやってもらうという意味からすれば、やっぱり何らかのそうした、お互いの助け合いといいますか、そういうものをしていくしかありませんので、市としては、総務課の配置をして、軽減をしていくということでもありますので、それを中心に、やっぱり個別の対応をきちんと相談をしながらやってもらって、この育児休暇の取得率を上げていただきたい、要望です。

○委員（川添公貴）文言の中で、こう、つかぬことをお伺いしますが、今、多様な社会であるわけですが、その中で、父親の場合って書いてあるんですけど、これが仮にXXのときは父親じゃないわけですけど、今、そういう形で、ジェンダーフリーで認める市町村もあるわけですけど、ここ辺の文言をきちっともう一回、今回はこれいいとして、整理をしていくべきかなとは思っています。やっぱり多様な感性があるわけですので、それに対応した形で運用していったほうがいいのかとは思いますが。私が言うのも何なんですけど、考えていただければ。

○総務課長（橋口 堅）すみません、国が使っている表現としては、パパ、ママという表現を使っておりますので、そのほうが適しているかもしれないので、すみません、今後注意したいと思います。

○委員（森永靖子）お願いです。産前産後がいろいろあれですが、昔、私たちが入った頃は、おっぱいが張ってきて、課長さんが「飲ましに帰らんか」って言われる実態がたくさんありました。今みたいに長く休めたらいいんだけど。で、帰ってきて、帰られて、飲ませて帰ってきてというのが1日に何回かあったりするあれがあったんですが、今はもうそれが認められているので何ですが、今度は次の子どもを産むまでの、また、次の子どもを産むつわりがあったときに、やっぱり周りでその女性の体というのをしっかり見てもらって、そこをきちんと周りのほうで心遣いをしてほしいなというふうに思うんですが、そのところをお願いしたいと思います。

○総務課長（橋口 堅）昨年度、女性職員と意見交換を行いまして、女性が出産とか育児とか、

働きやすい職場にするにはどうしたらいいかという  
ことで、いろんな意見を頂きました。まさに、  
森永議員が今おっしゃったように、男性職員が女  
性のいろんな、そういう、生理であるとか、いろ  
ろそういう苦しさを分らないという、分かつ  
ていないというような厳しい意見も頂きましたの  
で、何とかそういう、男性職員に対して理解して  
配慮するような何か研修なり、いろいろ検討して  
いきたいと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きた  
と認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありま  
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めま  
す。

これより採決を行います。本案を原案のとおり  
可決すべきものと認めることに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めま  
す。よって、本案は原案のとおり可決すべきもの  
と決定しました。

---

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一  
般会計補正予算

○委員長（中島由美子）では次に、審査を一  
時中止しておりました議案第80号を議題としま  
す。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（橋口 堅）歳出について説明を  
いたします。

予算に関する説明書の25ページをお開きくだ  
さい。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分は、事  
項、総務一般管理費で、人事異動に伴い人件費を  
減額するものでございます。

歳入はございません。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明  
がありましたが、これより質疑に入ります。御質  
疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めま  
す。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査  
を行います。

当局に説明を求めます。

○総務課長（橋口 堅）令和4年8月8日に、  
人事院が政府に対しまして、国家公務員の給与に  
関する勧告を行いましたので、その概要を説明を  
いたします。

行政管理部の総務文教委員会資料1ページをお  
願ひいたします。

人事院勧告は、公務員が、団結権、団体交渉権、  
争議権の労働基本権のうち団体協約締結権と争議  
権が制約されている代償措置として、国家公務員  
の適正な給与を確保するため実施をするものでご  
ざいます。

本年度の勧告内容でございます。

1の月額給につきましては、（1）、書いては  
ありませんけれども、民間給与との較差  
0.23%、金額にして921円を埋めるために、  
平均3%のプラス改定でございます。

（2）初任給につきましては、大卒  
3,000円、高卒4,000円の増額及び30歳  
代半ばまでの若年層の俸給月額を引き上げるとと  
もに、2の期末・勤勉手当につきまして、勤勉手  
当を0.1月引き上げるものでございます。

3番の実施時期につきましては、月額給与は  
4月に遡り、勤勉手当につきましては12月期の  
勤勉手当で調整することとされております。

4番の条例改正につきましては、今後、職員組  
合と協議の上、国、県の給与法改定の動向等も踏  
まえまして、12月議会で関係する条例改正案を  
提案させていただきたいと考えております。

また、月額の会計年度任用職員につきましても、  
職員の給料表を基に報酬額を設定しておりますの  
で、人事院勧告の結果を反映することになり、大  
体2,000円から3,000円程度の改定の予定  
でございますが、1年間の発令であり、年度途中  
の処遇変更はこれまで行っておりませんでしたの  
で、令和5年4月からの反映となります。

それから、ボーナスにつきましては、勤勉手当

の改定であるため変更はございません。

それから、日額の会計年度任用職員につきましては、10月の最低賃金改定、1時間当たり821円が32円改定しまして、853円となりますので、これに併せまして10月から改定する予定でございます。

それから、特別職の給料及び議員報酬の改定の手続につきましては、特別職報酬等審議会に市長が諮問し、答申を受け、議会に提案することとしておりますが、勧告内容を見ますと、月例給与の改定は主に30歳代半ばまでの若年層が中心であり、現在コロナ渦の中、改定に対する市民の理解が得られるのかという状況もあり、特別職報酬等審議会の開催につきましては、例えば、コロナの感染状況が落ち着いてから開催するなど、他市町村の状況等を見ながら慎重に検討したいと考えております。

なお、期末手当につきましては、これまで、特別職の職員の給与に関する法律に基づき改定をしており、国の改定を踏まえて対応する考えでございますが、今回の改定は勤勉手当の改定となっておりますので、特別職や議員の改定は、今回はないのではないかなというふうには考えております。

引き続き、資料はありませんが、職員の定年延長について説明をいたします。

地方公務員法の改正に伴います定年延長の条例改正につきましては、当初本年9月議会での提案を予定しておりましたが、国からの条例改正案や詳細な運用など、情報提供が遅れており、職員労働組合とまだ妥結に至っておりません。

県下各市におきましても、本市を除く県内全ての市が12月議会で上程予定であり、退職手当条例を所管する市町村総合事務組合も、構成市町村の多くが12月議会対応とのことから、退職手当に関する条例改正も12月議会の予定と聞いております。

以上のことから定年延長の条例改正につきましては、12月議会で提案させていただく予定でございます。

**○委員長（中島由美子）**ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**質疑はないと認めま

す。

以上で、総務課の審査を終わります。

---

#### △財政課の審査

**○委員長（中島由美子）**次は、財政課の審査に入ります。

---

#### △議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（中島由美子）**まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○財政課長（祁答院欣尚）**それでは、一般会計補正予算のうち、財政課分について、まず歳出から御説明をいたしますので、予算書の25ページをお開きください。

2款1項5目、事項、財産一般管理費において、決算に伴い繰越金が確定したことにより、法定積立てを行うため、財政調整基金積立金を増額するものであります。

次に、歳入について、17ページを御覧ください。

16款2項1目総務費補助金のうち27節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するものであります。これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の財源として増額するものでございます。

21ページを御覧ください。

21款1項1目繰越金は、前年度繰越金を今回の補正財源として増額するものでございます。

23ページを御覧ください。

23款1項7目土木債では、一般道路整備事業に係る国庫補助内示に伴い、道路整備事業債を減額するとともに、橋梁改修事業の財源として橋梁整備事業債を、河川しゅんせつ事業の財源として河川整備事業債を、市道東郷2号線道路整備事業の財源として道路防災事業債をそれぞれ増額し、8目消防債では、消防施設整備事業の財源として消防防災施設整備事業債を増額するものであります。

次に、地方債補正について、12ページを御覧ください。

第3表地方債補正でございます。

地方債補正として、道路整備事業、橋梁整備事

業、河川整備事業、道路防災事業及び消防防災施設整備事業の限度額を変更するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、財政課の審査を終わります。

---

#### △契約検査室の審査

○委員長（中島由美子）次は、契約検査室の審査に入ります。

---

#### △議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○契約検査室長（園田克朗）予算に関する説明書の26ページをお開きください。

2款1項14目、事項、契約検査事務費において、フルハーネス型の墜落制止用器具の備品購入費の補正をお願いするものでございます。

高所作業においては、現在、胴ベルト——胴に巻くベルト型安全帯を使用していますが、6.75メートルを超える高所で作業を行う場合は、肩、腰、股などの複数箇所で作業者を保持するフルハーネス型の墜落制止用器具を着用することになりました。

このため、高所の工事現場における現場立会いや検査時の職員の安全確保を図るため、フルハーネス型の墜落制止用器具2個を購入するものでございます。

なお、歳入はございません。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）すみません、一点だけ。正式名称は何ていうのか分かりませんが、事業者に対して総合評価の加点に当たる部分、例えば、ゴールド集落に対してボランティア作業なんかを実施した場合の加点なんかがあるかと思うんですが、そのゴールド集落対象なのを、例えば、小規模自治会とか、そういったところまで広げられないのか、あるいは別枠でつくれないのか、そこをちょっと質問したいんですが。

何でかという、御存じのとおり、ゴールド集落を今まで65歳以上でという制限をかけてたのを70歳に引き上げた関係で、174自治会ぐらいいあったゴールド集落が、実際は68ぐらいに今減っているはずなんです、今までそういうボランティア活動を受けてこられたところが外れて、ボランティアをしてもらえなくなったのでどうにかできないかというような要望等もあるものだから、そこら辺りの解決方法として何かいい方法はないかなとずっと考えているんですが、そういう意味合いでの質問です。何かないでしょうか。

○契約検査室長（園田克朗）今、御意見、従来、ゴールド集落は多くの集落があったんですけど、基準の見直しによって減になったと、そういうこともあったことから、今年度の総合評価の見直しのところにおきまして、従来、公共施設ということで対象にはなっていませんでした道路とか、そういうところをしたときにおきましても、ボランティア加算をつけますということで、今年度から新たにゴールド集落に限らず公共施設という形で、ボランティアをしたところにつきましては加

算をするような手だてを講じているところでございます。

○委員（屋久弘文）どう言ったらいいんだろう、難しいな。その、本年度からってさっき言われた、大きな自治会やろうが小さな自治会やろうが、その道路の除草をされたり、いわゆる差しかぶってきている樹木を伐採をされたり、そういったのをされたときには、そういう大規模、中規模、小規模の自治会あるいはゴールド集落に限らず一斉に加点はしてあげるといことですか、今年からですか。

○契約検査室長（園田克朗）ゴールド集落はこれまでどおり加点で、新たに加点対象としてプラスアルファで公共施設分を、ゴールド集落以外も含めた公共施設の道路とか、そういうところの伐採とかしたときに加点をするといこと、ゴールド集落は、した分はまたその分加点になりますけど、それ以外の地域をしたところも加点になるといようなふうで制度設計を見直しをしているところでございます。

○委員（屋久弘文）私が担当しているときも、建設業協会とか電設業界かな、そういったところがいろいろしていただいた記憶はあるんですが、今言われたように、道路なんかの除草とか枝の伐採とか、そういったところを今までゴールド集落のときにやってもらったのが今やれてもらえてないといような要望だったかと思うので、新たにそういう制度を設けられたのであれば、新たな制度のほうでやっていけるのかなとは思いますが、そこら辺りは何か業者からPRとか、そういう対象、自治会等にされているのですか。知らない方が多分多いので。

○契約検査室長（園田克朗）あくまでもボランティアでされて、事業者の方としてはされていられないので、こちらとしましては、事業者の方々にこいう制度でゴールド集落以外でも加点になりますといことの周知はしているところでございます。そこを、どこをどういふふうにされるかといのは、事業者さんのほうでいろいろと考えて対応されるかとは思っているところでございます。

○委員（屋久弘文）何回もすみません。分かりました。

だったらば、例えば、ゴールド集落あるいは自

治会担当しているコミュニティ課辺りと、そういう制度改正があった辺りをちょっとやり取りしていただければ、ただ、今言われる、事業者のボランティア活動なので、逆に言えば、自治会側からしてくださいはないんだけど、そういう困っておられるような自治会があったら、リストアップして、そこを、こいうところが困っておられるみたいですよと、ボランティア作業をされる前に業者に伝えるとか、そういった方法は取れると思うので、そのやり取りは少ししてもらいたいなと思っていますけど、多分、コミュニティ課も知ってないんじゃないかなと思うんですが。

○契約検査室長（園田克朗）一応、コミュニティ課とはちょっと協議をしてみて、どういふ方法ができるのかどうかといのを、ボランティアとい趣旨を鑑みて、協議してまいりたいと思います。

○委員（屋久弘文）ありがとうございます。今言った要望は令和コミュニティークで出された内容でありますので、善処していただければありがたいと思います。

○委員（川添公貴）一昨年7月に災害が起こって、災害発注があったわけですが、最終工期が9月になってるやつとか、8月とかあったわけですね。それと、不落が結構ありましたけど、不調不落がですね。

まず一点目、その昨年の7月の完成工期が9月末とか8月末とか発注になった分が全て工事が完了しているのかどうか、それから不調不落があった分がちゃんと契約に結びついて完成が進んでいるのかどうか、この2点、確認をしたいと思っています。

○契約検査室長（園田克朗）工事が完成しているのかといことにつきましては、全部が完成しているかどうかといところ、まだちょっと把握できてないところでございます。

発注をして、発注をするのはうちの課ですが、あとは原課のほうで工事をいろいろ監督しながら工期延長をしたりしておりますので、その動向はちょっと把握し切れてないところでございます。

あと、不調があった入札の契約につきましては、基本的に、道路・河川等の分については全部発注

は済んでいるということで認識しております。ただ、農地関係の分につきましては、今ちょうど田んぼをまだ利用されている時期でありますので、その時期をずらして、秋口になってから発注する案件が数件あるということでは聞いているところでございます。

**○委員（川添公貴）** 分かりました。であるならば、流れとして注文するだけの人と受け取る人が別であるわけですね、極端に言えば。だから、発注する、契約検査室で発注したものに関しては、管理監督の義務は別にはあるかと思うんですけど、しっかりその情報収集は取っておかないと、次の契約をするときに、調べていらっしゃると思うんですけど、災害工事は取らないのに、災害の工事は取らない、それから応急の緊急出動の対応はしないとかということが次の工事を取ったり、大きな工事を取ったりする案件が散見されてますので、やはり市民の生活の安全を確保するために、災害があったときに駆けつけていただく業者が点数をつけ、まあ、その分は上乘せしているのは知っているんですけど、その点数だけではやっぱり動かないんで、やっぱり協力体制を取って、出るところにやはり工事を取っていただいて、頑張ってくださいという方向性がなきゃいけないですね。それは今後の課題だと思うんですけど、研究していただきたい。

それから、今、田を作っているんで、田畑を作ってるんで、取り上げが済んだ後に発注と、2年越しですよ、2年越し。だから、今季作は、災害を受けた状態で今季作を作っているということになりますよね。そういうことになりますよね。

だから、農地災害とかそういうのはやはりしっかりと早めに査定をして、田作りが始まっとなが6月です、ほぼ6月ですよ。5月まで応急処置なりもうやっていく、発注をですね、順次取っていかないとやはり1期、作れないという状態があるのは、なかなか厳しいものがあるのかなと思います。

これは一つ提案なんですけど、そういう田畑に関しては、中山間直接支払制度、担当課が違うんですけど、中山間直接支払制度とか、もう一つ、昔の農地水環境整備事業、保全事業という事業、今、中間管理機構じゃなかった——いつきど忘れするんですけど、昔のその事業の推奨が、災害に、

許可をもらえれば使っていいということになってるんで、契約検査室で把握した発注分については、ここで使えるから、こっちで優先してもらえないかというような手だてを打つことによって、発注件数は減るし、取りやすいし、復旧が早くなるというようなことになろうかと思うんですけど、研究してもらいたいと思います。

それから、まだ9月なんで、発注件数は私もずっと見てるんですけど、少ないんですが、多分、今の間は、その不調不落がまずないと思うんですけど、今、大型事業が、市が発注する、公社が発注する大型事業が見えてるんで、監督者、現場監督の数の関係で不調不落が出てるんじゃないかと思ってるんですが、現在のところはないでしょうか。

**○契約検査室長（園田克朗）** 不調不落といえますか、入札参加申込みがない案件が、ここ、昨年度とすると少なくなってきたしておりますけど、ここ最近でちょっと2件ほど大きな工事でございます。

ちょっと確認をしたところによりますと、手持ち工事の関係でもうちょっと応札ができないかというようなこともお聞きしていますし、ただ、こちらとしては原課からは、今、設計が上がって、入札に付したいというようなことで来ておりますので、できるだけ早くあの入札公告を上げて、事業を進めていきたいという気持ちもありますので、そのような状況があるというのを認識しながら、ちょっとタイミングも考えながら、また事業の進捗も原課と話をしながら、進めていきたいというようなことで考えているところでございます。

**○委員（川添公貴）** ぜひそうやって進めてもらいたいと思います。

それで、なぜそういうのが起こるかというのと、現場の職人の方々が減ってきていると、若手がいけないことがあって、取りたくても取れないという状況もあるわけですね。だから、そこで考えられるのは、ちょっと経費はかかるんだけど、分割発注とか、切って発注をするとか、なるべく市民生活に影響を与えないような発注の仕方を模索すべきだろうと、分割発注をやっていくべきだろうと思います。

それから、今いろんな形で建設業関係の若手育成も図ってはいらっしゃるみたいですが、やはり

そこは一般管理費を当然見直していかないと、払うべき財源がないわけですから、今日あしたという話じゃなくて、最低制限価格もかなり、目いっぱい上げていただいているようですので、一般管理費等の見直しを、今後、業界の皆さんと話をして幾らか見直していく方向で、この、今、先ほど議決をしましたけど、お給金のほうはどんどん上がっていくわけですけど、そっちのほうで、業者さんのほうが、そういう、最低制限価格を上げた理由は、そこに勤めていらっしゃる従業員の給与を上げるためという項目もたしかあったはずですよ。それで上がっていったんですよ。80から85ぐらい上げたのかな。そこは入ってるんだけど、もう一回、一般管理費を見直して、取りやすい環境をつくっていただくように検討してもらいをお願いをしておきたいと思います。何か反論がありましたら。

**○契約検査室長（園田克朗）** 反論はございませんけど、言われる気持ち、御意見、十分分かります。その辺りにつきましては、基本、県のその辺り、設計、積算等も遵守しているような形でやっております。その中で、市単独でそこだけイレギュラーとしてできるのかどうか、そういう問題点もありますので、十分に検討しながら研究してまいりたいと思いますので。

**○委員（川添公貴）** 県単価を言いやったんで、多分、県単価を準用してる、今、設計をしているはずなんで、そういうふうに言うとなら、国の単価基準でされて、という話が来ますよ。だから、県単価を参考にして市の単価を今設計しているわけなんで、市単独で組めないということはまずない、法律上はないはずですよ。だから、そこをこういう対策事業として、市としては一般管理費等を若干見直していくと。で、積算単価においては、県を準用するのはありがたい話ですよ、単価がいいですから。国を準用しろとは言いませんけど、極端に上がりますから、国の単価は。だから、そこ辺りもう一回、今すぐせえということじゃなくて、業者の方々と、こういう考えなんだけど、どれぐらいして従業員の方の集めができるのかとか、そっちの方面から行って、積算の基準となる一般管理費等をもう一回検討してみてください。その、県単価県単価っ言わじよ。わがえん、市の考えでしとって、こうどげんか、しがないよう

なあんべもすったんでん、はんな。すみませんけど、お願いしておきたいと思います。

**○契約検査室長（園田克朗）** ちょっといろいろ研究・検討してみたいと思います。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、契約検査室の審査を終わります。

---

△財政マネジメント課の審査

**○委員長（中島由美子）** 次は、財産マネジメント課の審査に入ります。

---

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（中島由美子）** まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○財産マネジメント課長（下藺伸一）** 歳出についての御説明をいたしますので、予算に関する説明書の25ページを御覧ください。

2款1項5目財産管理費の説明欄、事項、車両管理費の7万5,000円につきましては、向田ポンプ場公用車駐車場に洗車用水栓を新設することに伴います、給水負担金6万3,000円と10月以降の水道使用量に係る光熱水費の1万2,000円の増額でございます。

内容といたしましては、今回、旧川内文化ホール解体に伴い、公用車駐車場隣接の植栽を撤去しました。このことにより、駐車場敷地が拡張されることから、この拡張された部分に本課が管理する洗車用の水栓を新たに設置することといたしまして、その給水負担金及び水道使用料に係る予算を補正でお願いするものであります。

続きまして、26ページを御覧ください。

2款1項11目庁舎管理費の説明欄、事項、庁舎管理費の118万2,000円は、老朽化した職員事務机等の更新に係るものであり、消耗品費9万4,000円はデスクマットの購入、備品購入費108万8,000円は事務机10台、椅子10脚の購入に係る増額でございます。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質

疑問います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、財産マネジメント課の審査を終わります。

△行政経営課の審査

○委員長（中島由美子）では、行政経営課の審査に入ります。

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○行政経営課長（福元昭宏）まず、歳出について、予算に関する説明書31ページをお開きください。

2款5項1目統計調査総務費について、人事異動に伴う職員人件費の調整分でございます。

その下、2目基幹統計調査費について、就業構造基本調査に係る経費等を増額・調整するものです。

次に、歳入について、19ページをお開きください。

17款3項1目総務費委託金の5節統計調査費委託金は、先ほど歳出で説明いたしました、就業構造基本調査に係る委託金でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

す。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）一点だけ、お願いです。本庁・支所のそれぞれ担う事務分掌というのは組織再編時にしっかり明確にされているはずだと思うんですが、職員の話によると、最近、事務分掌に規定されているにもかかわらず、本庁から支所に丸投げされているケースがあるというふうに聞きました。

具体的に、その業務内容とか取り上げてをお願いをしたいんですが、職員が特定をされるので、あえてその部分には触れませんが、この際、本庁と支所の事務分掌というのをもう一度しっかり検証してもらえないかなと、明確にってもらえないかなと、そういったお願いでございます。何か答弁できることがあれば、要望なんですけど。

○行政経営課長（福元昭宏）今お聞きしました、本庁から支所のほうへの業務をちょっと丸投げしている部分があるというところ、詳しく私も把握しておりませんので、ちょっとそこら辺は調べて、もう一度、その事務分掌について調整すべき項目があれば、調整したいというふうに考えます。

○行政管理部長（田代健一）事務分掌、本庁と支所の所管については、一応、規定上は定めてございますが、それぞれの業務について、ケース・バイ・ケースで柔軟に対応する必要がございます。ただ、これはその担当レベルで、これは支所に丸投げとか、そういった話はあってはならないことではございまして、あくまでも事務を所管する課所長と支所長なり、組織的な対応としてこの事務については支所で行ったほうが機動的に解決が進むとか、そういった話し合いをした上で、仕事については進めるべき話であると思いますので、もし、そういうお話があるのであれば、ぜひちょっと詳しい内容をお聞かせいただきたいと思います。そういう、個人的なというか、事務単独の部分で、そういった職員間でやり取りがあるという

のは、今、お話があったように、適当でないこと  
でございますので、そういったことはないように、  
組織的な対応をさせていただきたいと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きた  
と認めます。

以上で、行政経営課の審査を終わります。

---

△スマートデジタル戦略室の審査

○委員長（中島由美子）次は、スマートデジ  
タル戦略室の審査に入ります。

---

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一  
般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中  
止しておりました議案第80号を議題いたします。

当局の補足説明を求めます。

○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）  
予算に関する説明書の25ページをお開きくださ  
い。

2款1項1目一般管理費のうち、当室、スマー  
トデジタル戦略室分につきましては、事項、マイ  
ナンバーカード利活用事業費5,809万  
5,000円を増額するものでございます。

内訳につきましては、マイナンバーカード交付  
促進事業として2,809万8,000円、マイナ  
ンバーカード出張申請サポート事業として  
2,999万7,000円というふうになります。  
これは、全額マイナンバーカード交付事務費補助  
金の対象となります。

マイナンバーカード交付促進事業では、10月  
以降のカード交付促進のため、申請いただいた方  
に商品券、1,000円程度を予定しております  
けれども、これを配布するものでございまして、  
消耗品、それに伴う会計年度任用職員の人件費、  
広報用の印刷製本費を加え、2,809万  
8,000円を事業費としております。

また、マイナンバーカード出張申請サポート事  
業につきましては、こちらも10月以降のカード  
交付促進のためになりますけれども、市内の大型  
商業施設での出張申請サポート運営の業務委託を  
予定しております、2,999万7,000円が  
事業費になっております。

マイナンバーカード利活用事業費については以  
上となります。

次に、26ページをお開きください。

2款1項7目情報管理費のうち、事項、スマー  
トデジタル推進事業費963万4,000円を増  
額するものでございまして、内訳は、一般質問等  
でもお答えさせていただいたところですが、収納  
管理システム導入事業費として341万円、住民  
情報分析システム導入事業として581万  
9,000円、それと旅費40万5,000円とい  
うふうになります。

収納管理システム導入事業につきましては、金  
融機関での納付しかできない使用料につきまして、  
コンビニ等で支払いができるよう、システムを新  
たに導入するものです。

また、住民情報分析システム導入につきまして  
は、匿名化した本市基幹系システム、住民記録で  
あったり、税等のデータになりますけれども、こ  
ちらを今後の政策立案に市保有のデータを活用す  
ることで、根拠に基づいた政策立案、いわゆるE  
BPMの取組を推進するものになりまして、こち  
らが基盤導入になるというふうに考えております。

また、7月に新たに戦略室ができたことから、  
デジタルに関する先進地視察等の旅費として  
40万5,000円も計上させていただいており  
ます。

以上が歳出予算になります。

次に、歳入について説明します。

予算に関する説明書17ページをお開きくださ  
い。

16款2項1目総務費補助金のうち、スマー  
トデジタル戦略室分につきましては、マイナンバー  
カード交付事務費補助金5,809万5,000円  
の増額になります。これは、先ほど歳出で説明し  
た、マイナンバーカード利活用事業費に係るもの  
になります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明  
がありましたが、これより質疑に入ります。御質  
疑願います。

○委員（屋久弘文）3点お尋ねをしたいと思い  
ます。

今、予算関係でいろいろ説明されましたが、住  
民情報分析システム導入事業について、まず1点。  
基幹系システムのデータ、今、税等と言われまし

たが、データを匿名化して政策立案に活用するんだということでしたけれども、大まかな説明なんだけれども、具体的にはどんなことに活用する、活用するつもりなのかというのが1点。

それから2点目は、マイナンバーカード交付促進事業、ぱっと見ましたら2,601万6,000円ぐらい消耗品として購入される、ちょっと補足もあって、1,000円程度の商品券とかという話でしたけれども、みんな、今、商品券には神経質になっているので、ちょっと確認ですけど、どの時期からどんな形で1,000円券、交付をされる、配布をされる予定なのかというのを1点、お尋ねをしたいと思います。

もう1点は、マイナンバーカード出張申請者サポート事業、業務委託で3,000万円弱の委託料が計上されてますが、大型商業施設でとのことではありますけど、いつ頃からどんな場所で何時間ぐらいやるとか、そういう具体的なものが分かってたら、教えてもらいたいと思います。

#### ○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）

では、まず、住民情報分析システムの具体的な例ということですが、一応、今回、導入するシステムにつきましては、事前にある程度の分析をするような仕組みというのを設けているシステムを導入しようと思っています。国でいうRESAS的なものを考えておりまして、国につきましては大きいくりでありますので、あと、データが少し古いというところもあります。ですので、最新のデータ、例えば、今、この後、マイナンバーカード、話ししますけれども、マイナンバーカードの取得率を、例えば、地域別に割合を出したりとか、年代別に割合を出したりとかというふうな分析をすることで、出張サポート申請を、例えば、この地域は取得者が少ない、そういったところに積極的に打っていくような形での事務というのを考えてます。

あと、税であったり、健康情報であったりというところもありますので、地域的に、例えば、この地域は成人病だったとか、そういった部分を分析をした上で、効果的な政策が打てるのではないかなというふうに考えてます。国と違ってリアルな市のデータを活用することができますので、よりきちんとした政策立案のほうに利用できるのではないかなというふうに考えております。

それと、商品券、マイナンバーカード交付促進事業のほうについてですけれども、一応、国のマイナポイントの第2弾につきましては、今月末申請分までが該当になりまして、予定でいきますと、10月以降については、そういった、付加価値というか、そういったのは全くない状況になります。とはいえ、10月以降もやはりカード促進というのは進めていかないと、いうふうに考えておりますので、マイナポイント事業はこのまま9月で終了というふうになれば、10月以降の交付をいただいた方について、一人商品券1,000円を予定しておりますけれども、というのをノベルティ的な形でお渡しするということができない、それによって交付促進ができないかなというふうに考えています。

方法としては、10月以降申請いただいた分については、交付まで1か月程度時間を要しますので、交付をする際に一人一枚をお渡ししていくというふうに考えております。

商品券につきましては、いわゆるプレミアム商品券事業等とは別でございまして、既存である商品券を利用しようというふうに考えております。

それと、出張申請サポートについてですけれども、一応、こちらも10月以降で考えておりますけれども、10月すぐというよりはもう少し状況を見て、11月以降になるのかな、業者選定等もございまして、まだちょっといつからというのは、詳しくは決定はしてないんですけれども、内容的には週末土日、二日開催を三つ程の施設で、ですので、延べ六日間ですかね、というふうに実施をしようかなというふうに考えているところです。

#### ○委員（屋久弘文）よく分かりました。

すみません、とくとく商品券は、聞かなかったことにしてください。

よく分かりました。うちで持ってるデータをタイムリーに活用して、うちの政策に使うんだというような話でしたので、根拠があるデータにもなるので、ぜひ、そういう根拠を基にいろんな政策に反映してもらえればなというふうに思っているところでございます。

あとの内容については、よく分かりました。ありがとうございます。

#### ○委員（新原春二）マイナポイントの関係につ

いてですが、9月までということで一応、大枠、仕切ってあっているんですが、過渡期の取扱いについてはいろいろ思惑は市民もあってですので、ここで確認をさせてください。

今、もう9月に入って、もうあしたで10日なんですが、カードの発行はやっぱり1か月という期限があるわけですかね。となれば、今、申し込んで、カードを申し込んで、マイナポイントはもう受けられないという解釈でよろしいんですか。

**○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）**  
9月末までの申請分が、先ほど申したように、マイナポイントの対象になりますけれども、カードが1か月かかるというのは、国のほうに、J-LISという機関になりますけれども、申請をした後、物理的にカードが出来上がるのに1か月ぐらありますので、きちんと、必ず1か月ってわけじゃないです。早くなったり遅くなったりっていうのはあります。おおむね1か月です。

マイナポイントにつきましては、9月末まで申請していただいた方は、明けての、来年2月末までにポイント申請ができるような仕組みになっていますので、カードが届かれてから少し時間的猶予もございますので、ゆっくり申請していただければ大丈夫かなというふうに考えております。

**○委員（新原春二）** はい、分かりました。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）** 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（中島由美子）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

以上で、スマートデジタル戦略室の審査を終わります。

---

#### △選挙管理委員会事務局の審査

**○委員長（中島由美子）** 次は、選挙管理委員

会事務局の審査に入ります。

---

#### △議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（中島由美子）** まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）** 予算に関する説明書の30ページをお開きください。

歳出予算、2款4項1目選挙管理委員会費で、これは今年4月の人事異動に伴う職員手当等の補正を計上したものです。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（中島由美子）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

---

#### △会計課の審査

**○委員長（中島由美子）** では次は、会計課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（中島由美子）** 議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

以上で、会計課の審査を終わります。

---

△監査事務局・公平委員会事務局の審査  
○委員長（中島由美子）次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

---

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長兼公平委員会事務局長（茶園勝久）それでは、補正予算について説明申し上げますので、予算に関する説明書の32ページをお開きください。

2款6項1目監査委員費、事項、監査委員費につきまして、人事異動に伴い期末手当、児童手当の職員手当等と共済費の減額をお願いしております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局の審査を終わります。

---

△議事調査課の審査

○委員長（中島由美子）議事調査課の審査に入ります。

---

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中

止しておりました議案第80号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央）事務に関する説明書24ページを御覧ください。

1款1項1目議会管理費の補正をお願いするもので、これは4月1日の人事異動による補正でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、議案第80号令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（中島由美子）以上で日程の全て終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、そのように扱います。

---

△閉 会

○委員長（中島由美子） 以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 中島 由美子